

### Ⅲ 税関行政の主要施策の現状

#### 第 1. 税関分野における規制緩和の概要

近年、我が国の経済情勢等に鑑み、国内外で規制緩和を求める声が高まってきている。平成 7 (1995) 年 3 月には、我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、

① 消費者の多様なニーズに対応した選択幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を目指す

② 内需拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外的経済摩擦の解消等に資する

③ 国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る等の観点から、今後の規制緩和に関する中期的かつ総合的なアクション・プランとして「規制緩和推進計画」が策定された。なお、同計画は当初 5 カ年計画として策定されたものであったが、平成 7 (1995) 年 4 月の「緊急円高・経済対策」の一環として、平成 9 (1997) 年度までの 3 年計画として前倒し実施することとされた。

同計画の策定に当たっては、輸入手続等の一層の簡素化が求められるなか、基準・認証・輸入等関連関係として計 31 項目の措置を講じることとした。具体的には、

① 一定の航空貨物を保税地域に搬入することなく貨物の到着と同時に許可を行うことができる制度（「到着即時輸入許可制度」）の導入

② 税関の執務時間外における行政需要の増加が見込まれる成田、関西空港以外の主要空港等における執務時間外の業務処理体制の整備

③ 成田空港に到着する輸入貨物の通関場所（成田地区又は原木地区）の選択の自由化

④ 食品衛生法等の輸入手続の電算システム化及び当該システムと NACCS とのインタフェース化の推進

等の事項について、国内外の要望を踏まえ、積極的に計画への計上を行なった。平成 8 (1996) 年 3 月の計画改定では、

① 加工再輸入減税制度に係る手続の更なる簡素化

② 通信販売により個人輸入された品物に係る違約品を返品する際の戻し税手続の簡易化

③ 総合保税地域の許可要件の運用の緩和

④ 通関業認可等に係る規制の緩和

等、新たに 22 項目を計画に盛り込んだ。

また、平成 9 (1997) 年 3 月の計画再改定に当たっては、

① 輸出入申告時の提出書類の簡素化

② 輸入許可済貨物の搬出等に係る届出制等の廃止

③ 事前教示制度の更なる充実

④ 総合保税地域の許可要件の緩和

等、新たに 30 項目の措置を盛り込んだ。

関税局・税関では、その着実な実施にも努めており、合計 83 項目全てについて計画通り実行したところである。

平成 9 (1997) 年 11 月、行政改革委員会は当初予定の 3 年間の任務を終え解散したが、12 月 20 日閣議決定「規制緩和の推進等について」を受けて、平成 10 (1998) 年 1 月、行政改革推進本部の下に規制緩和委員会を設置、政府全体として引き続き規制緩和の推進に取り組むこととなり、今般、「規制緩和推進 3 カ年計画」が策定された(3 月 31 日閣議決定)。

同計画の策定に当たっては、関税局・税関として、

① 海上貨物通関情報処理システム更改に伴う税関手続の電子化

② 輸入手続等のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現

③ 次期海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物に係る輸入通関制度の拡充

④ E メールを利用した事前教示制度の導入等の観点から、合計 18 項目を計上した。

また、NACCS の対象地域が平成 8 (1996) 年 10 月に新千歳空港・鹿児島・沖縄地区等へと拡大し、全国の 9 税関全てに導入された。さらに、平成 9 (1997) 年 2 月には、厚生省の食品衛生法に基づく手続を行う電算システムである「輸入食品監視支援システム (FAINS)」, 4 月には農林水産省の「輸入植物検査

手続電算処理システム（PQ-NETWORK）」（植物防疫法）及び「動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）」（家畜伝染病予防法）とのインターフェー

ス化を実施し、他法令手続を必要とする輸入貨物の約 9 割について、NACCS を通じたワンストップサービスによる通関手続が可能となった。

（関税局総務課）

[参考 1]

「規制緩和推進計画」（関税局・税関関連抜粋）（平成 9 年度分）

基準・認証・輸入等関連関係

輸入手続等

通関手続等

| 事 項 名                            | 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○輸入通関における提出書類                    | (a) 現在、限定的に認められている輸入通関に係る仕入書の提出の省略の範囲を更に拡大する。<br>(b) 輸入申告の内容確認に特に支障のないものについては、仕入書の署名捺印の省略を認める。                                                                                                               |
| ○個人輸入貨物に係る簡易な申告書様式               | 少額な個人輸入貨物等について、簡易な申告書様式を導入し、個人輸入者等の申告事務の軽減を図る。                                                                                                                                                               |
| ○NACCS の執務時間外における予備申告から本申告への切り換え | (a) 予め執務時間内に臨時開庁承認を受けている場合、執務時間外に到着確認又は搬入確認が行われたことをトリガーとして、NACCS が自動的に予備申告を本申告に切り換える機能を追加する。<br>(b) 執務時間外に到着確認又は搬入確認がなされ、臨時開庁承認申請が行われた場合、NACCS による臨時開庁の自動承認が行われたことをトリガーとして、NACCS が自動的に予備申告を本申告に切り換える機能を追加する。 |
| ○関税品目分類に係る事前教示制度                 | 品目分類に係る透明性の確保や、輸入者の利便の向上等の観点から、事前教示制度の更なる充実策を講じる。                                                                                                                                                            |
| ○外貨船用品の仮陸揚の機関                    | 仮陸揚期間を、仮陸揚の目的に照らし必要と認められる期間について認めるように周知徹底を図り、不統一な取扱いを解消することとする。                                                                                                                                              |
| ○包括船陸交通許可証の対象港                   | 船陸交通の包括許可を証明する「船陸交通許可証」について、同一税関内であれば、1 冊の許可証で税関の署所毎に行われている交通の許可内容を網羅できるようにする。                                                                                                                               |
| ○航空貨物用輸送器具 (ULD) の修理実績報告         | ULD について、事業者による厳格な個体管理がなされていることに鑑み、必要に応じて税関が適宜修理内容を確認できることを条件として、事業者の税関に対する修理実績報告を廃止する。                                                                                                                      |
| ○航空貨物用輸送器具 (ULD) に係る輸出入手続        | 国内線に搭載していた ULD を国際線の航空機に搭載し外国において使用する場合、または、国際線に搭載していた ULD を国内線の航空機に搭載し国内において使用する場合の手続の簡素化を図る。                                                                                                               |
| ○総合保税地域の許可要件                     | 許可要件のうち、被許可者となる第 3 セクター等に係る公的出資比率を引き上げる。                                                                                                                                                                     |
| ○保税地域の被許可者の合併等の際の提出書類            | 保税地域の被許可者の合併等に係る手続の際に提出させる添付書類について、より明確化・簡素化する。                                                                                                                                                              |
| ○合併等に係る保税地域の許可手続                 | 保税地域の許可に関し、合併等における許可手続を見直し、簡素合理化を図る。                                                                                                                                                                         |
| ○保税蔵置場の許可の有効期間                   | 保税蔵置場の許可の有効期間について、現行の原則 3 年を原則 6 年に倍加する。                                                                                                                                                                     |
| ○保税蔵置場の許可の更新の有効期間                | 保税蔵置場の許可の更新の有効期間について、現行の原則 3 年を原則 6 年に倍加する。                                                                                                                                                                  |
| ○保税工場の許可の有効期間                    | 保税工場の許可の有効期間について、現行の原則 3 年を原則 6 年に倍加する。                                                                                                                                                                      |
| ○保税工場の許可の更新の有効期間                 | 保税工場の許可の更新の有効期間について、現行の原則 3 年を原則 6 年に倍加する。                                                                                                                                                                   |

| 事 項 名                 | 措 置 内 容                                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○総合保税地域の許可の有効期間       | 総合保税地域の許可の有効期間について、現行の原則3年を原則6年に倍加する。                                                         |
| ○総合保税地域の許可の更新の有効期間    | 総合保税地域の許可の更新の有効期間について、現行の原則3年を原則6年に倍加する。                                                      |
| ○保税工場許可期間内の担当者変更届     | 保税工場における一般の保税担当従業者について、変更の都度の担当者変更届の提出を廃止する。                                                  |
| ○重質 NGL とナフサの同時蔵置禁止規定 | 石油化学製品製造用の重質 NGL 及びナフサの同時蔵置を認める。                                                              |
| ○保税地域における諸手続          | (a) 保税蔵置場等における貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。                                                             |
|                       | (b) 税関の執務時間外における保税蔵置場等への貨物の搬出入等に係る許可制を届出制にする。                                                 |
|                       | (c) 税関の執務時間外における保税蔵置場等への貨物の搬出入に係る許可手数料を廃止する。                                                  |
|                       | (d) 輸入許可済貨物に係る届出制等を廃止する。                                                                      |
| ○通関業に係る各種手続等          | 真実性、見読性、保存性、証拠力といった視点に留意しつつ、電子媒体による保存を認めること等通関業者の書類保存に係る負担軽減措置を検討し、措置のための全ての手続きを終了させる方向で措置する。 |
| ○輸出通関における提出書類         | (a) 現在、限定的に認められている輸出通関に係る仕入書の提出の省略化の範囲を更に拡大する。                                                |
|                       | (b) 輸出申告の内容確認に特に支障のないものについては仕入書の署名捺印の省略を認める。                                                  |
|                       | (c) 輸出申告書の廃止について検討し、結論を得る。                                                                    |
| ○小額輸出貨物に係る簡易な通関制度     | 一定の金額以下の貨物について、社内帳簿等による簡易な申告を認める。                                                             |

## [参考 2]

### 「規制緩和推進3カ年計画」（関税局・税関関連抜粋）

#### 情報・通信関係

##### 社会行政の情報化

| 事 項 名      | 措 置 内 容                                                                                                                               | 実施予定時期                      |          |          | 備 考                                                                       | 所管省庁 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------|----------|---------------------------------------------------------------------------|------|
|            |                                                                                                                                       | 平成 10 年度                    | 平成 11 年度 | 平成 12 年度 |                                                                           |      |
| ○社会・行政の情報化 | (b) 申請・届出等手続の電子化<br>行政機関に対する国民等からの申請・届出等手続について、原則として平成 10 年度末までに可能なものから早期に電子化を行うとともに、真正性・原本性の確保が必要な添付書類等を含む手続の電子化については、別途策定する電子文書の原本性 | 原則として 10 年度末までに可能なものから早期に実施 |          |          | 電子文書の原本性の確保方策等については、総務庁が主催する民間有識者等で構成する研究会での検討等を踏まえ、平成 11 年度を目途に基本的考え方を取り | 各省庁  |
|            | の確保方策等に係る基本的考え方を踏まえ、着実に電子化を進める。<br>当面措置を予定しているものは以下のとおりである。                                                                           |                             |          |          | まとめる。（平成 10 年度中に中間取りまとめ）                                                  |      |

| 事 項 名 | 措 置 内 容                                                                                                                                                                           | 実施予定時期        |               |             | 備 考 | 所管省庁                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|-------------|-----|---------------------|
|       |                                                                                                                                                                                   | 平成 10<br>年度   | 平成 11<br>年度   | 平成 12<br>年度 |     |                     |
|       | ・ 外国貿易船が開港に入港したときの入港届、積荷目録及び船用品目録の提出について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                           |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 外国貿易船以外のものが開港に入港したときの入港届について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                     |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 積荷目録提出前貨物の積卸しの承認申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                           |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 外国貿易船の出港許可申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                                 |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 執務時間外における貨物の積卸し、積み込みの許可申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                    |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 外国貨物仮陸揚の届出について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                                   |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 内国貨物の運送の承認申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                                 |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 外国貿易船にかかるとん税等納付申告について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                            |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 本船扱い及びふ中扱い承認（税関長が指定した場所に入れないでする輸出、輸入申告等の承認）申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 見本の一時持出の許可申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                                 |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 貨物取扱許可申請について、オンライン処理を可能とする。                                                                                                                                                     |               | 11 年度         |             |     | 大蔵省                 |
|       | ・ 平成 11 年度までを目途に、外為法に基づく輸出入許可及び承認の手続と、主要港湾における出入港の行政手続を EDI(電子データ交換)化して、関税法に基づく輸出入許可の手続等を処理する通関情報処理システム等との連携を図ることにより、輸出入及び港湾諸手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現など極力手続の簡素化、透明化、迅速化を目指す。（再掲） | 10 年度<br>(検討) | 11 年度<br>(検討) |             |     | 大蔵省<br>通商産業省<br>運輸省 |

## 基準・認証・輸入等関連関係

### 輸入・通関手続等

| 事 項 名               | 措 置 内 容                                                                                                                                                                     | 実施予定時期                |           |          | 備 考                | 所管省庁                |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------|----------|--------------------|---------------------|
|                     |                                                                                                                                                                             | 平成 10 年度              | 平成 11 年度  | 平成 12 年度 |                    |                     |
| ○通関業の許可に当たっての需給調整基準 | 通関業の許可及び営業所の新設許可に当たっての需給調整基準を廃止する。                                                                                                                                          | 10 年度以降               |           |          | 次期法改正時に措置          | 大蔵省                 |
| ○海上貨物通関情報処理システムの更改  | 通関情報処理システムのうち海上システムについて、現行システムを更改し、企業内システム等との EDI 化を推進する等機能の強化を図る。                                                                                                          |                       | 11 年度     |          |                    | 大蔵省                 |
| ○海上貨物に係る輸入通関制度      | システム更改後の海上貨物通関情報処理システムを利用し、一定の海上輸入コンテナ貨物については、入港前の予備審査制を活用して、貨物の保税地域への搬入確認と同時の許可取得を可能とする。                                                                                   |                       | 11 年度     |          |                    | 大蔵省                 |
| ○輸出入手続等の情報化         | 平成 11 年度までを目途に、外為法に基づく輸出入許可及び承認の手続と、主要港湾における出入港の行政手続を EDI（電子データ交換）化して、関税法に基づく輸出入許可の手続等を処理する通関情報処理システム等との連携を図ることにより、輸出入及び港湾諸手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現など極力手続の簡素化、透明化、迅速化を目指す。 | 10 年度（検討）             | 11 年度（実施） |          |                    | 大蔵省<br>通商産業省<br>運輸省 |
| ○保税作業による製品に係る輸入手続   | 保税工場における保税作業により製造された製品を輸入する場合の原料課税の承認制を廃止する。                                                                                                                                | 10 年度（10 年 4 月 1 日施行） |           |          | 第 142 回通常国会に改正法案提出 | 大蔵省                 |
| ○輸入許可前引取承認貨物に係る手続   | 輸入許可前引取承認を受けた貨物について、保税地域内における取扱いに係る許可制及び執務時間外の搬出入等に係る届出制を廃止する。                                                                                                              | 10 年度（10 年 4 月 1 日施行） |           |          | 第 142 回通常国会に改正法案提出 | 大蔵省                 |
| ○E メールを利用した事前教示制度   | 関税分類に係る事前教示制度について、E メールによる事前教示を可能とすることにより、手続の迅速化を図る。                                                                                                                        | 10 年 12 月             |           |          |                    | 大蔵省                 |

## 第2. 監視取締体制の現状

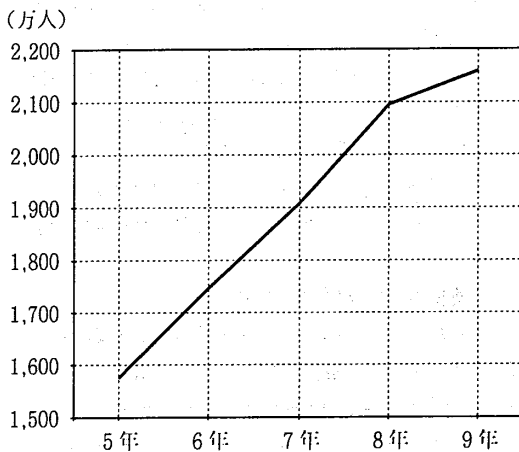
### 1. 取締対象の現状

#### (1) 入国者数

我が国の入国者数は、近年の海外旅行の一般化を背景として年々増加の一途をたどり、平成9年における入国者数は、過去最高の2,159万人（法務統計）を記録した。しかし、平成9年における対前年比伸び率については、やや鈍化傾向が見られる。

これら入国者の大半が航空機を利用しており、主要空港別にみると、成田空港が1,133万人（構成比約52%）、関西空港が約540万人（構成比約25%）となっており、この2空港で全体の約77%を占めている。

図1 入国者客の推移（平成5年～平成9年）

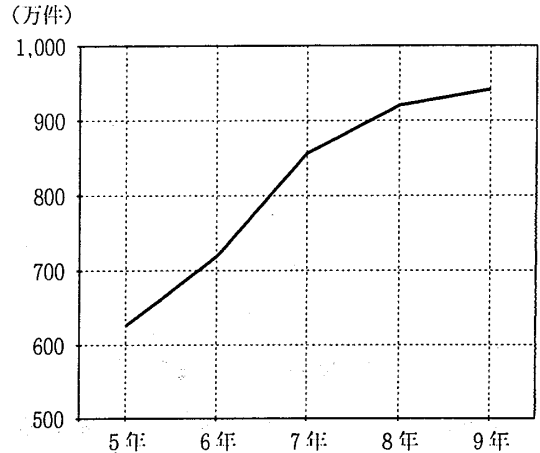


#### (2) 商業貨物

一般商業貨物の輸入件数は近年着実に増加しており、輸入許可・承認件数でみると平成9年は約942万件と前年に比べ約2%の増となっている。

図2 輸入許可・承認件数の推移

（平成5年～平成9年）

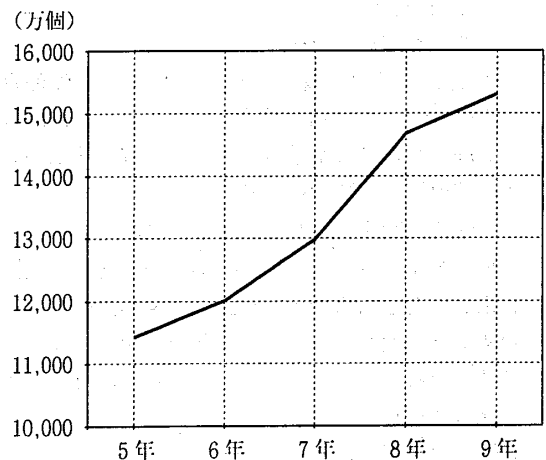


#### (3) 郵便物

郵便物の輸入検査呈示数も年々増加しており、平成9年は約15,308万件と前年に比べ約4%の増となっている。

図3 郵便物の輸入検査呈示個数の推移

（平成5年～平成9年）



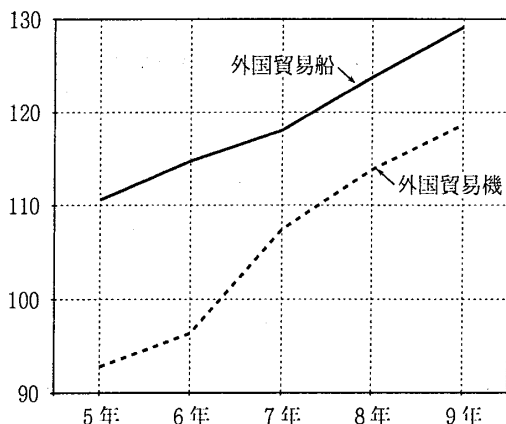
#### (4) 船舶・航空機

外国貿易船（機）の入港隻（機）数も着実な増加傾向にあり、平成9年の入港隻（機）数は、外国貿易船が約12万9千隻、外国貿易機が約11万9千機とそれぞれ前年に比べ約4%の増となっている。

図4 外国貿易船（機）の入港隻（機）数推移

（平成5年～平成9年）

（千隻（機））



## 2. 密輸取締りの概要

近年、青少年層の覚せい剤乱用などの不正薬物の末端乱用が拡大（第3次覚せい剤乱用期の到来）し、一般市民を巻き込んだけん銃犯罪が発生するなど、不正薬物・銃器問題が深刻化している。これら不正薬物やけん銃のほとんどは、海外から不正に持ち込まれたものであることから、関税局・税関では、人や物の国際的な流れが増加する中、限られた資源で効果的・効率的な密輸取締りを行うため、次のような施策を実施している。

### (1) 体制の整備

#### ① 監視監理官の設置

平成10年7月、東京税関監視部に監視監理官を設置し、取締体制の手薄な地域における取締りの実施及び新たな密輸ルートへの適宜、適切な対応を確保等、水際取締体制の強化に努めている。

#### ② 密輸情報専門官及び調査官の設置

平成8年7月、関税局に密輸情報専門官、全国9税関に密輸情報調査官を設置し、国内関係取締機関や外国税関等からの密輸関連情報を一元的に管理・分析することにより、より確度の高い情報の構築に努めている。

#### ③ 検査専担部門の設置

平成8年7月、全国の主要税関官署に「検査専担部門」を設置し、年々増加の一途をたどる一般商業貨物について、通関検査を効率的・効果的に実施している。

#### ④ 関係取締機関との連携強化

警察や海上保安庁（本部）などの関係取締機関との合同により取締り（コントロールド・デリバリー

や合同船内検査などの実施）や情報交換を積極的に実施するなど、関係取締機関との連携の強化に努めている。

また、覚せい剤などの不正薬物の取締りに関しては、内閣総理大臣が本部長、各関係大臣がメンバーとなっている「薬物乱用対策推進本部」が設置され、さらに、けん銃などの銃器の取締りに関しては、内閣官房長官を本部長とし、各関係省庁の局長をメンバーとする「銃器対策推進本部」が設置されており、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

なお、本年5月、「薬物乱用対策推進本部」は、薬物乱用対策の中長期的な戦略が必要との認識のもと、第3次覚せい剤乱用期の早期終息に向けた対策と、世界的な薬物乱用問題の解決に我が国も積極的に貢献することを基本目標とした「薬物乱用防止5か年戦略」を決定した。

### (2) 取締機器の増強

#### ① 監視カメラシステムの導入

夜間でも監視可能な高感度カメラを全国の主要港の各埠頭に設置（「固定式埠頭監視カメラシステム」）し、船舶及び乗組員等の動静を24時間モニタリングするとともに、固定式監視カメラが設置されていない埠頭や地方港においては、高感度カメラ等を搭載した車両（「移動式高感度監視カメラシステム」）を導入し、船舶等の取締りの強化に努めている。

#### ② 麻薬探知犬の積極的活用

人間の数万倍の嗅覚により不正薬物の取締りに非常に効果的な麻薬探知犬については、昭和54年6月の導入以来、配備頭数を順次増やす（配備官署の拡大を含む）とともに、平成5年8月には、航空旅客の身辺やハンドキャリーによる密輸入の増加に対処するため、旅具検査場内において使用する麻薬探知犬（パッシブドッグ：場内麻薬探知犬）を導入し、旅客の携帯品、国際郵便物や航空・海上貨物等の検査に積極的に活用している。

### (3) 密輸関連情報の収集・分析の強化

#### ① 国際密輸情報の収集強化等

関税局・税関では、海外からの密輸情報収集の強化を図るため、税関に国際情報を専担する部門を設置し、銃器や不正薬物などの密輸の可能性が高い地域に職員を派遣するとともに、WCO（関税協力理事会）及びアジア・大洋州 RIL0（注）を中心とする国際情報交換ネットワーク等を通じて、外国税関当局等と情報交換を行っている。



また、このような国際情報交換を円滑化するために、平成9年6月に日米両国間で税関相互支援協定を締結するとともに、平成10年3月、外国税関当局への情報交換の明確化等を関税法に規定したところである。

(注) アジア・大洋州 RIL0 (Regional Intelligence Liaison Office) とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために、昭和62年に香港に設置された地域情報連絡事務所のこと、現在24カ国・地域が参加。なお、当該事務所は、平成11年1月に日本へ移転されることとなっている。

## ② 関係業界との協力強化

平成3年7月のロンドン・サミット経済宣言による要請を受け、関税局は、平成4年6月以降、国際貿易、輸送業界5団体((社)日本船主協会、定期航空協会、(社)航空貨物運送協会、(社)日本通関業連合会、外国船舶協会)との間で、順次、密輸防止のための協力強化を目的とした覚書(MOU)を締結している。関税局・税関ではこれに基づき、各関係団体の加盟会社との間において、密輸防止のための通報体制の整備等、連携体制の整備に努めている。

## ③ 一般市民からの密輸関連情報の収集強化

関税局・税関では、街頭キャンペーンの実施など一般市民や地域社会に対しての各種広報活動を通じ、税関行政に対する理解、情報収集についての協力を得よう努めている。特に、平成8年2月、これまで各税関で電話番号が異なっていた密輸ダイヤルを全国共通の電話番号(「全国统一密輸ダイヤル」0120-461-961)とし、同番号を積極的に広報することにより、一般市民からの情報収集強化に努めている。

## ④ コンピュータシステムの活用

各種情報を集中的に蓄積し、全国の税関をオンラインにより結んでいるコンピュータシステムの活用を通じ、情報の分析・加工を的確・迅速に行うことにより、重点的かつ効果的な取締りに努めている。

## (4) 取締手法の多様化

### ① コントロールド・デリバリーの活用

けん銃や不正薬物などの密輸入事件の主犯検挙を目的とし、関連法令の改正等により実施可能となった「コントロールド・デリバリー」を関係取締機関との協力の下、積極的に活用している。

(注) 「コントロールド・デリバリー」とは、税関等取締当局が不正薬物等を発見した場合に、

直ちに検挙することなく、その監視下で引き続きその規制薬物等を運搬させて取引を完結させ、荷受人等を突き止めて検挙する捜査技法をいう。

なお、不正薬物等を抜き取り、あるいは代替物とすり替えて行うものは、特にクリーン・フントールド・デリバリーと呼ばれている。

## ② 短期集中取締りの実施

「薬物乱用事犯取締強化月間」や「銃器取締特別期間」のような月単位の取締強化期間を設定するほか、より短期間に集中して取締りを行う短期集中取締期間を各税関にて設定し、一層効果的な取締りに努めている。

## 3. 最近の密輸入動向(社会悪事犯/表1参照)

### (1) 社会悪物品事犯の動向

税関における平成9年の覚せい剤・麻薬等不正薬物及び銃砲等のいわゆる社会悪物品の密輸入事犯に係る特徴は以下のとおりである。

#### ① 不正薬物の押収量は依然高水準

不正薬物の密輸入押収量は、約321kg(ほか向精神薬約11万錠)、摘発件数は345件であり、引き続き高水準にある。

#### ② 商業貨物・船舶乗組員を利用した大口密輸入事犯の摘発

約60kgの覚せい剤の摘発や約39kgの大麻樹脂の摘発など、商業貨物・船舶乗組員を利用した大口密輸事犯が引き続き後を絶たない状況にある。

#### ③ 大口かつ悪質・巧妙な航空機旅客による密輸入事犯の継続

中国から入国したシンガポール人旅客から覚せい剤約5kgを摘発する等大口事犯の摘発が見られ、かつ隠匿手口もスーツケースの二重工作や身辺巻付け、体内飲み込み等、依然として悪質・巧妙化の傾向が続いている。

#### ④ 国際郵便を利用した向精神薬の密輸入事犯の増加

国際郵便を利用した向精神薬の密輸入事犯は、件数・数量ともに3年連続増加しており、特に中国仕出しのものが数量でタイを抜いている。

(注) 密輸入押収量とは、税関が摘発した密輸事犯に係る押収量に、警察等他機関が摘発した事犯で税関が当該事犯の調査に関与したものに係る押収量を加えたものである。

#### ⑤ 主な社会悪物品別の動向等

表 1 主な社会悪物品の摘発状況（過去 5 年間）

| 年     |   | 平成 5 年  | 平成 6 年  | 平成 7 年  | 平成 8 年  | 平成 9 年  | 前 年<br>同期比<br>(%) |
|-------|---|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 覚せい剤  | 件 | 19      | 18      | 14      | 20      | 23      | 115.0             |
|       | g | 49,833  | 357,314 | 13,171  | 528,146 | 63,618  | 12.0              |
| 大 麻   | 件 | 192     | 193     | 192     | 191     | 169     | 88.5              |
|       | g | 487,467 | 127,978 | 193,429 | 179,241 | 219,697 | 122.6             |
| ヘロイン  | 件 | 26      | 11      | 32      | 11      | 12      | 109.1             |
|       | g | 14,353  | 3,454   | 3,758   | 3,510   | 2,738   | 78.0              |
| コカイン  | 件 | 22      | 12      | 20      | 16      | 7       | 43.8              |
|       | g | 15,811  | 4,150   | 21,517  | 26,095  | 22,682  | 86.9              |
| あ へ ん | 件 | 29      | 25      | 46      | 13      | 11      | 84.6              |
|       | g | 16,952  | 27,261  | 32,325  | 32,514  | 12,233  | 37.6              |
| 向精神薬  | 件 | 61      | 58      | 101     | 130     | 123     | 94.6              |
|       | 錠 | 67,634  | 160,725 | 63,358  | 77,908  | 109,937 | 141.1             |
| 合 計   | 錠 | 12      | 1       | —       | —       | —       | —                 |
|       | g | 349     | 317     | 405     | 381     | 345     | 90.6              |
|       | 錠 | 584,428 | 520,158 | 264,200 | 769,506 | 320,968 | 41.7              |
|       | g | 67,634  | 160,725 | 63,358  | 77,908  | 109,937 | 141.1             |

|     |   |    |    |    |    |    |       |
|-----|---|----|----|----|----|----|-------|
| 銃 砲 | 件 | 24 | 27 | 37 | 18 | 19 | 105.6 |
|     | 丁 | 69 | 97 | 85 | 44 | 61 | 138.6 |

- (注) 1. 数字は摘発ベースのものであり、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2. 覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3. 大麻は、乾燥大麻及び大麻樹脂の合計数量を示す。

平成 9 年における覚せい剤、大麻、ヘロイン、コカイン、あへん、向精神薬、銃砲に係るそれぞれの動向等については、以下のとおりである。

#### イ. 覚せい剤

現在我が国で最も乱用されている不正薬物は覚せい剤であり、そのほとんどが海外から密輸入されたものである。また、警察庁によると平成 9 年は国内の検挙者数がほぼ 2 万人に到達し、第 3 次覚せい剤乱用期に突入したとしている。

覚せい剤の平成 9 年における密輸入押収量は 63.6 kg であり、平成 8 年の 528 kg に比べ大幅に減少（88%減：平成 8 年に約 528 kg の史上最高量の摘発があったため）したものの、摘発件数は 23 件で平成 8 年の 20 件に比べ増加（15%増：3 年連続の増加）した。

これらの摘発実績を仕出地別で見ると、密輸入押収量では、北朝鮮、中国でほぼ全量を占めており、摘発件数ではフィリピンが全体の約 70%（16 件）を占めている。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量では船舶乗組員、航空機旅客等を利用したものが主要なものとなっており、摘発件数では国際郵便、航空機旅客等によるものが大宗を占めている。

その他の特徴として、北朝鮮籍船舶を利用した大口事犯の摘発、フィリピンからの国際郵便を利用した小口（1 件当たり 10g 未満）事犯の多発が見られる。

#### （事例）

4 月、門司税関（細島税関支署）において、北朝鮮籍船舶から船卸しされた「はちみつ入り一斗缶」12 缶の輸入検査により、全缶の中にアルミパック計 70 袋に入れて巧妙に隠匿されていた覚せい剤約 60 kg を発見・摘発した。

#### ロ. 大麻

大麻は、我が国において覚せい剤に次いで乱用されている不正薬物であり、その大部分は海外から密輸入されたものと考えられるが、国内において野生する大麻を採取したり、不正に栽培する事犯も発生

している。

大麻の平成 9 年における密輸入押収量は、219.7 kgであり、平成 8 年の 179.2 kgに比べ増加（22.6%増）し、摘発件数は 169 件で平成 8 年の 191 件に比べ減少（11.5%減）した。

このうち、大麻樹脂の押収量は 102.6 kgであり平成 8 年の 130.3 kgに比べ減少（21.3%減）した。

これらの摘発実績を仕出地別で見ると、密輸入押収量では、タイ、パラオ、ネパールで全体の約 56%（約 123.2 kg）を占め、摘発件数では、米国、タイ、インドで全体の約 47%（80 件）を占めている。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量では航空機旅客等、商業貨物を利用したものが全体の約 68%（約 148.5 kg）を占めており、摘発件数では航空機旅客等、国際郵便を利用したものが全体の約 88%（141 件）を占めている。

その他の特徴として、従来からの主要ルートであるタイ、インド、フィリピンに加え、ネパール、パラオからの大口事犯の摘発（合計 9 件 78.5 kg）、また、押収量が 1 件で 1 kg以上の事犯が 25 件（平成 8 年 16 件）あり、大口化の傾向が見られる。

#### （事例）

3 月、東京税関（東京航空貨物出張所）において、ネパール来航空貨物の輸入検査により、プラスチック製仏像 130 体の中に分散隠匿されていた大麻樹脂約 39 kgを発見・摘発した。

9 月、名古屋税関（清水税関支署）において、パキスタン籍船舶の張込みにより、携帯陸揚げされた大麻樹脂約 12 kg及び同船舶捜索により、大麻樹脂約 4 kg合計約 16 kgの大麻樹脂を発見・摘発した。

#### ハ. ヘロイン

ヘロインは、従来、タイ、ミャンマー、ラオスを結ぶ「黄金の三角地帯」及びアフガニスタン、パキスタン、イランを結ぶ「黄金の三日月地帯」等から我が国を中継地として欧米諸国等への不正持込事犯が大半であったが、最近では、我が国の国内に密輸入を図る事犯が目立ってきている。

ヘロインの平成 9 年における密輸入押収量は 2.7 kgであり、平成 8 年の 3.5 kgに比べ減少（22%減）し、摘発件数は 12 件で平成 8 年の 11 件に比べ 1 件増加した。

これら摘発実績を仕出地別で見ると、密輸入押収量では、タイ、中国でほぼ全量を占め、摘発件数でもタイが全体の約 58%（7 件）を占めている。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量では航空機旅客等を利用したものがほぼ全量（約 2.6 kg）

を占め、摘発件数でも航空機旅客等を利用したものがほぼ全体（10 件）を占めている。

その他の特徴として、依然としてタイが主要仕出地となっていることが挙げられる。

#### （事例）

11 月、東京税関（成田税関支署）において、タイから入国したフランス人男性旅客の携帯品検査により、携行リュックサック内及び体内に飲み込み隠匿されていたヘロイン約 670 kgを発見・摘発した。

#### ニ. コカイン

コカインは、最大の消費地である米国において不正薬物の取締りが強化されたことに伴い、南米の国際的犯罪組織が日本、西欧等に新たな密売市場を求めてきており、その薬理作用が覚せい剤と類似していること等から、我が国における密輸入及び乱用の拡大が懸念されている。

コカインの平成 9 年における密輸入押収量は 22.7 kgであり、平成 8 年の 26.1 kgに比べ減少（13.1%減）し、摘発件数も 7 件で平成 8 年の 16 件に比べ減少（56.3%減）した。

これら摘発実績を仕出地別で見ると、密輸入押収量ではブラジルが約 59%（約 13.3 kg）を占めており、摘発件数でもブラジルが約 43%を（3 件）占め、平成 8 年まで多発していたコロンビア仕出しの事犯が全減した。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量では航空機旅客等、商業貨物によるものが全体の約 59%（13.3 kg）を占めており、摘発件数でも航空機旅客等、商業貨物によるものが全体の約 71%（5 件）を占めている。

#### （事例）

3 月、東京税関（成田税関支署）において、ブラジル来国際宅配航空貨物の輸入検査により、ビーチサンダル 4 足の内部に埋め込み隠匿されていたコカイン約 1 kgを発見・摘発した。

#### ホ. あへん

あへんは、我が国においては喫煙の習慣がないが、近年来日外国人等による密輸入事犯が目立ってきており、今後密輸入及び乱用の拡大が懸念される。

あへんの平成 9 年における密輸入押収量は 12.2 kgであり、平成 8 年の 32.5 kgと比べ減少（62.4%減）し、摘発件数も 11 件で平成 8 年の 13 件と比べ 2 件減少した。

これら摘発実績を仕出地別で見ると、密輸入押収量では、シンガポール、タイ、マレーシアで全体の約 79%（9.7 kg）を占め、摘発件数では、タイ、ブ

ルガリア、インドで全体の約 73%（8 件）を占めている。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量、摘発件数ともに航空機旅客等、商業貨物を利用したものが全量、全件数を占めている。

その他の特徴として、押収量が年々増加の一途を辿っていたが、平成 9 年は減少した。また、平成 7 年まで摘発のあったイラン仕出しの大口事犯が平成 8 年、平成 9 年は全滅している。

#### （事例）

4 月、東京税関（成田税関支署）において、シンガポールから入国した英国人男性旅客の携帯品検査により、携行スーツケースを二重工作して隠匿されていたあへん約 5 kg を発見・摘発した。

#### へ．向精神薬

平成 2 年 6 月より法規制された向精神薬は、平成 2 年、3 年の摘発実績は 2 桁台の密輸押収量であったが、平成 4 年には約 5 万錠（摘発件数 12 件）と急増した。

その後さらに増加を続け、平成 6 年には約 16 万 1,000 錠で過去最高量となり、密輸入及び乱用の拡大が懸念されることから、平成 6 年 12 月に関税定率法を改正し、向精神薬を輸入禁制品に追加した。

向精神薬の平成 9 年における密輸入押収量は 109,937 錠であり、平成 8 年の 77,908 錠と比べ大幅に増加（41.1%増）し、摘発件数は 123 件で平成 8 年の 130 件に比べ減少（5.4%減）した。

これら摘発実績を仕出地別で見ると、密輸入押収量では、中国、タイで全体の約 93%（10 万 2,126 錠）を占めており、摘発件数でも、タイ、中国が全体の約 76%（94 件）を占めている。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量、摘発件数ともに国際郵便を利用したものが大宗を占めている（110 件／98,911 錠）。

その他の特徴として、国際郵便を利用した事犯が 3 年連続して件数・数量ともに増加しており、特に中国仕出しの事犯が平成 8 年に比べ、件数 7 倍、数量 12 倍と激増している。

#### （事例）

8 月、東京税関（成田税関支署）において、バンコクから入国したタイ人女性旅客の携帯品検査により、身近に分散隠匿されていた向精神薬 4,895 錠、あへん約 1 kg、大麻草約 440g を発見・摘発した。

#### ト．その他の不正薬物

その他の不正薬物として平成 9 年は、LSD が 5 件 375 片、MDMA が 2 件 21 錠を摘発している。

#### チ．鉄砲

現在、我が国で不法所持されているけん銃等の鉄砲は、そのほとんどが海外から密輸入されたものであると考えられ、近年は、暴力団関係者以外の一般人等への拡散傾向が見受けられ、けん銃を使用した犯罪が発生している。このような状況を踏まえ、平成 6 年 12 月の関税定率法改正でけん銃等を輸入禁制品に追加した。

鉄砲の平成 9 年における密輸入押収量は 61 丁であり、平成 8 年の 44 丁に比べ 17 丁増加し、摘発件数は 19 件で平成 8 年に比べ 1 件増加した。

これら摘発実績を仕出地別に見ると、密輸入押収量では、フィリピン、米国、ロシアで全体の約 66%（40 丁）を占め、摘発件数でも、米国、ロシア、フィリピンで全体の約 63%（12 件）を占めている。

また、密輸形態別で見ると、密輸入押収量では航空機旅客等、船舶乗組員等によるものが全体の約 70%（43 件）を占めており、摘発件数でも、船舶乗組員等、航空機旅客等によるものが全体の約 74%（14 件）を占めている。その他の特徴として、国際郵便を利用しけん銃部品を分散して密輸入するといった巧妙な手口も見られた。

#### （事例）

4 月、大阪税関において、入港したフィリピン籍船舶に対し、関係取締機関合同による船内検査を実施したところ、同船内に巧妙に隠匿されていたけん銃 4 丁を発見・摘発した。

#### （2）その他の事犯（表 2 参照）

税関における平成 9 年社会悪事犯以外の事犯で関税法違反として告発又は通告処分を行った件数は合計 755 件であり、主な事犯は次のとおりである。

##### ① 関税等脱税事犯

関税等脱税事犯として告発又は通告処分を行った平成 9 年の関税及び内国消費税の合計脱額は 2 億 5,600 万円（平成 8 年は 5 億 3,500 万円）となった。

#### （事例）

神戸税関において、スノーボードブーツ等 49,909 足を輸入するにあたり、輸入申告価格を低価に偽り、関税等合計約 2,600 万円を不正に免れた事犯を平成 9 年 9 月告発した。

##### ② ワシントン条約該当物品不正輸入事犯

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称：ワシントン条約）で規制され、通商産業大臣の輸入承認を必要とする動植物の不正輸入事犯に係る平成 9 年における処分事件数は

表 2 関税法等違反事件の概要

(1) 関税法違反処分件数

(単位：件，％)

| 区分 \ 年            | 平成 5 年 | 平成 6 年 | 平成 7 年 | 平成 8 年 | 平成 9 年 | 比 (％) |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 社会悪事犯以外の<br>事犯の合計 | 1,170  | 1,035  | 744    | 711    | 755    | 6.2   |

- (注) 1. 処分件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った件数である。  
 2. 平成 9 年欄の比 (％) は、対前年伸率を示す。  
 3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。  
 4. 社会悪物品とは、覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬及び鉄砲をいう。

(2) 関税等ほ脱に係る処分件数及びほ脱額状況

(単位：百万円，％)

| 区分 \ 年    | 平成 5 年 | 平成 6 年 | 平成 7 年 | 平成 8 年 | 平成 9 年 | 比 (％)  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 処 分 件 数   | 392    | 333    | 260    | 280    | 240    | △ 14.3 |
| 合 計 ほ 脱 額 | 418    | 89     | 191    | 535    | 256    | △ 52.1 |

- (注) 1. 数字は処分ベースのものであり、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った事件に係る関税及び内国消費税の合計ほ脱額である。  
 2. 平成 9 年欄の比 (％) は、対前年伸率を示す。  
 3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

(3) 特定品目に係る関税法違反処分件数

(単位：件，％)

| 区分 \ 年              | 平成 5 年 | 平成 6 年 | 平成 7 年 | 平成 8 年 | 平成 9 年 | 比 (％)  |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ワシントン条約適<br>用物品不正輸入 | 25     | 25     | 13     | 19     | 11     | △ 42.1 |
| 知的財産権侵害物<br>品不正輸入   | 68     | 33     | 59     | 55     | 52     | △ 5.5  |

- (注) 1. 処分件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った件数である。  
 2. 平成 9 年欄の比 (％) は、対前年伸率を示す。  
 3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

11件であり、平成8年の19件に比べ約4割減となった。

(事例)

大阪税関（関西空港税関支署）において、シンガポール来の同国籍男性が携帯品であるスーツケース内に生きたホシガメ 425 匹を隠匿し密輸入しようとした事犯を 7 月及び 8 月に告発した。

### ③ 知的財産権侵害物品不正輸入事犯

関税定率法第 21 条第 1 項 5 号において輸入禁制品として規定されている、知的財産権侵害物品（いわゆるコピー商品等）の不正輸入事犯にかかる平成 9 年における処分事件数は 52 件であり、平成 8 年の

55 件と比べ、約 5%減少した。

(事例)

門司税関、函館税関において、海上及び航空貨物を利用して、香港から商標権を侵害する衣類兩税関合計 71,683 枚を密輸入しようとした事犯を 11 月及び 12 月にそれぞれ告発した。

### ④ その他の事犯

その他平成 9 年における特徴的事犯として、国内における自動販売機荒し等が目的と見られる、韓国 500 ウォンの大量密輸入事犯を成田・福岡空港において合計 12 件、30,800 枚摘発した。

### 第 3. 通関手続の現状

#### 1. 総 論

(1) 我が国の社会・経済の国際化の進展に伴う人や物の国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

まず、輸入許可・承認件数を見ると、表 1 のとおり年々増大の一途をたどっており、平成 5 年では 626 万件であったものが平成 9 年には 942 万件と約 1.50 倍の伸びを示し、他方、輸出は円高、内需拡大等の影響を受けて、横這い傾向を示しているが、航空貨物については、平成 5 年では 391 万件であったものが平成 9 年には 611 万件と約 56% の増となっている。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナリゼーションの進展を中心とした輸送形態の変革、航空輸送貨物における小口急送貨物（SP 貨物）サービスの発展等に伴い、物流形態が大きく変化している。

(2) このような環境の中にあって、輸入通関行政に対しては、内外からの迅速通関に対する要請が高まってきている一方で、最近の一般市民を巻き込んだけん銃犯罪の多発、覚せい剤の未成年層への拡散など、けん銃、麻薬覚せい剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して、国民から強い期待が寄せられている。

これら要請に的確に対処するため、通関手続の電算化（通関情報処理システム（NACCS））の推進・拡大を図り、また、適正な通関を確保するために必要な情報を蓄積した通関情報総合判定システム（CIS）を活用して、選別的な通関処理を促進し、

通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備・貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

これらの施策により、コンテナ貨物内に隠とくされていた覚せい剤 312kg を摘発するなどかなりの成果を上げている。

(3) また、輸出通関行政においては、平成 7 年 12 月の輸出貿易管理令の改正により、大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制（いわゆる「KNOW 規制」）が導入され、平成 8 年 10 月から実施されており、更に、平成 6 年 3 月末をもって終了した、共産圏向け戦略物資・技術の輸出規制を目的とした「ココム」に代わって、地域紛争防止の観点から、平成 7 年 12 月、オランダのワッセナーにおいて新機構の設立に係るアレンジメント（ワッセナー・アレンジメント）が、参加国間で基本的に合意され、これを受けて輸出規制を実施している。

(4) 以下においては、これらの事項のいくつかについて更に詳細に解説するとともに、今後の課題についてもあわせて述べてみたい。

#### 2. 輸入通関手続の現状

##### (1) 輸入通関業務を取りまく環境

平成 9 年における輸入許可・承認件数は、約 942 万件（対前年比 2.3% 増）となっており、最近 5 年間の平均伸び率を見ると、航空貨物は 12.6% 増、海上貨物についても 5.7% 増となっており、全体では 10.1% の増となっている。

表 1 輸出入許可件数の推移

（単位：万件）

| 区 分         | 平成 5 年 | 平成 6 年 | 平成 7 年 | 平成 8 年 | 平成 9 年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 輸入許可・承認件数   | 626    | 719    | 856    | 920    | 942    |
| 海 上         | 226    | 254    | 274    | 287    | 290    |
| 航 空         | 400    | 465    | 582    | 633    | 652    |
| 輸 出 許 可 件 数 | 734    | 774    | 809    | 864    | 959    |
| 海 上         | 387    | 414    | 457    | 526    | 611    |
| 航 空         | 356    | 360    | 352    | 338    | 348    |

このような状況のなかで、国内外から迅速な輸入通関処理の要請がますます高まる一方、けん銃、麻薬覚せい剤等を中心とした社会悪物品等の不正輸入に対する取締り強化の要請も一層高まってきており、このような「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反する要請を達成する必要がある、そのために種々の改善を図っているところである。

## (2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでにも通関手続の電算化の推進、利用地域の拡大、輸入申告の際に添付する書類の簡素化等種々の改善努力を重ねてきており、近年は、規制緩和の流れ等も踏まえ、更なる改善策を講じているところである。

### ① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始され、関税等の納付を待って貨物の引取りを許可することを原則とするが、税関手続の執行を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し、貨物が税関の管理下にある時間を短縮することにより、貨物の到着から輸入者等が引取るまでの時間を可能な限り短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っている。

### ② 選別的通関処理の促進

税関業務の電算化を推進し、処理の迅速化及び密輸等のリスクの高い貨物は重点的に審査・検査を実施することにより適正通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化し迅速な引き取りを可能とする選別的通関処理を一層促進するため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理する通関情報総合判定システムの導入、ii) 通関情報処理システムの審査基準をより一層適正に管理し、常にその見直しを行うことを専担とする通関情報管理室を設置する等の措置を図っている。

## (3) 貨物到着前処理の推進

### ① 予備審査制

#### イ. 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、予め税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨

物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

#### ロ. 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(イ) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとされていた予備申告を船荷証券等の発行後でかつ外国為替相場の公示後から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物について

は、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物について組み込まれ、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(ハ) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化(平成6年3月)

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控え(税関へ提出する書類)を予備申告時と輸入申告時(本申告時)の2回提出していたが、予備申告時に申告控えの提出を行ったものについては、輸入申告(本申告)までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告(本申告)時の申告控えの提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大(平成6年4月)

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(ニ) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

(i) 到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年度のSea-NACCS更改に伴い、到着即時輸入許可制度

を導入することとしている。

ハ. 予備審査制の効果

予備審査制を利用すれば、貨物到着前(又は税関手続以外の輸入関連手続の終了前)であっても、税関における書類審査が終了することから、税関検査を要しない貨物については、保税地域等の搬入後(到着即時輸入許可制度を利用する場合は、到着確認後)速やかに輸入許可が得られることから、輸入貨物の国内の迅速な引取りが可能となる。

また、信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、検査要否が事前に通知されることから、貨物引取りに係る輸送手段の手当等が計画的に行えるなど、事前準備が可能となる。

ニ. 予備審査制の実施状況

(イ) 入港から輸入許可までの平均所要時間

平成10年3月に実施された「通し」の所要時間調査によれば、入港から輸入許可までの平均所要時間(税関手続以外の輸入関連手続を要しない場合)は、予備審査制を利用しない場合に、海上貨物で3.8日、航空貨物で1.5日要しているが、予備審査制を利用した場合には、海上貨物で2.6日、航空貨物で0.2日と大きく短縮していることから、予備審査制は輸入貨物の迅速な引取りに大きく寄与しているといえる。

(ロ) 利用状況

改善前の平成2年には月平均5千件程度であった本制度の利用件数は、平成9年には月平均12万8千件と大幅に増大している。特に航空貨物については、小口急送貨物の増加等と相まって平成3年には月平均3千件程度であったものが平成9年には月平均約10万4千件と35倍程度の伸びとなっている。

このように、種々の改善措置により貨物を迅速に引取る必要のある輸入者等にとって有効な制度となっているものと考ええる。

② 事前教示制度の改善

イ. 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分(税番)及び関税率等について照会を行い、その回答を受けることができる制度である。

事前教示制度を利用した場合、事前の輸入予定貨物の関税率等が判明するため、原価計算が確実に行える等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率等が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き



(航空会社) (船会社)

船卸

貨物の流れ

(保税地域)

搬入 搬出

国内引取

従来の輸入通関の流れ

(注)税関手続以外の輸入手続(例)

| 法         | 令 | 名   | 所管省 |
|-----------|---|-----|-----|
| ・食        | 品 | 衛生法 | 厚生省 |
| ・薬        | 事 | 防疫法 | 厚生省 |
| ・植        | 物 | 防虫法 | 農水省 |
| ・家畜伝染病予防法 |   |     | 農水省 |
| ・外為法(輸入令) |   |     | 通商省 |
| ・高圧ガス取締法  |   |     | 通商省 |

税関の行為

輸入者の行為

その他の者の行為

改善後

予備申告

C(予備申告に係る審査の終了)

A

B

C

E

D

＜貨物到着前＞

＜貨物が税関の管理下＞

＜貨物引取後＞

- 予備審査制
- 税関手続以外の輸入手続との同時並行処理
- 事前告示制度
- 電算自動処理システム
- 審査・検査の選別化
- 輸入部内に検査専担班設置
- 知的財産権及びワシントン条約に係る専担者の設置
- 関税等の納期限延長制度

口. 改善措置

### (イ) 有効期限の延長

(ロ) 分類決定の統一性の確保

### (ハ) 異議の申出制度の創設

## (二) 教示内容の安定性の確保

さらに、平成7年には事前教示回答書の閲覧制度

## ハ. 実施状況

#### (4) 貨物到着後処理の促進

### ① 納期限延長制度の導入

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に担保を提供し、その輸入の時から3カ

月以内で納期限を延長」と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保を提供し、当該月における輸入申告に係る納税額を一括して3カ月以内で納期限を延長）がある。

平成10年4月における納期限延長制度の利用状況は、金額ベースで、関税は約65%、消費税は約65%となっている。

## ② 担保管理の一元化、共通担保の導入

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより当該税関の所轄内にある税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を仕様することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月より大蔵省税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）により、オンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を、同年11月には、航空官署を対象に実施された。

## ③ 共通担保の導入等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが平成3年10月から、関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することができることともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は、「税関長が確実と認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」の提供を可能とした。

## (5) 他省庁の輸入手続との連携強化

### ① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向

けての施策を講じていく上での各省庁間の連絡・調整を行うことを目的として内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に発足（議長：大蔵省）した。

さらに、各地域における輸入手続関連省庁の緊密な連携・強化を図り、各地域の物流動向に則した迅速化策を実施するため、地方レベルの輸入手続関連省庁連絡会議が設置（平成5年10月）され、全国で開催されている。

### ② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができるとした。

また、平成5年7月には、食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

### ③ 輸入通関手続と他法令手続とのインタフェース化

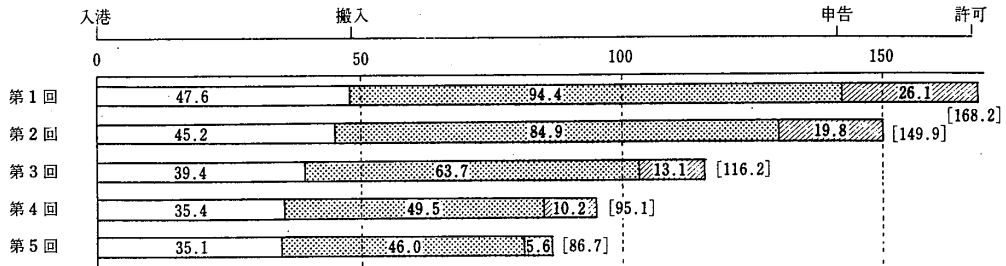
輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」、「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と大蔵省・税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインタフェース化をそれぞれ実施した。

これにより、関税関係以外の法令に基づく輸入手

図2 輸入手続の所要時間調査の結果

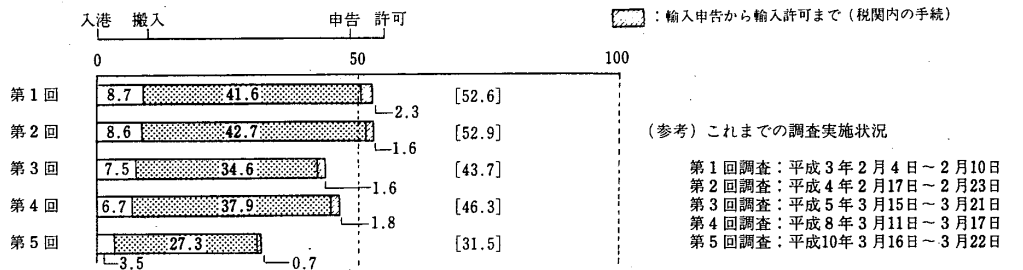
【海上貨物】

○ 入港～許可までの所要時間の推移（単位：h）



【航空貨物】

○ 入港～許可までの所要時間の推移（単位：h）



続を必要とする貨物のうち約9割について、NACCSを通じたワンストップサービスによる通関手続が可能となった。

④ 「通し」の所要時間調査の実施

日米構造問題協議における合意に基づき、輸入手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするために、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を、輸入手続関連省庁連絡会議において、平成3年2月（第1回）、平成4年2月（第2回）、平成5年3月（第3回）、平成8年3月（第4回）及び平成10年3月（第5回）の計5回実施した。

第5回の調査結果は次のとおりであり、貨物が到着してから輸入許可されるまでの平均所要時間は、海上貨物では約3.6日、航空貨物では約1.3日となっており、長時間を要している理由としては、関係書類の未入手、荷主が貨物引取り日を指定する等の輸入者側の都合によるものが大きなウェイトを占めており、輸入者が保税地域を物流のストックポイントとしている実態をうかがうことができる。なお、税関手続に要する平均所要時間（輸入申告から輸入許可までの平均所要時間）は、海上貨物は5.6時間、航空貨物は0.7時間となっている。

(6) ワシントン条約該当物品の水際規制

① 絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制することにより、これら動植物を保護することを目的としており、我が国においては、外国為替及び外国貿易法（輸入貿易管理令）及び関税法により当該条約に該当する動植物の輸入規制が行われている。これにより、税関は、同条約により国際取引が規制されている動植物が不正に我が国に持ち込まれないよう水際における取締りを行っている。

② 取締り体制

税関においては、ワシントン条約該当物品の水際取締りの実効を確保するため、昭和60年から同条約対象貨物を通関することができる官署を各税関の本関、主たる空港官署及び外国郵便を取り扱う官署（43官署）に限定している。

これら官署には専担者を配置し、識別に必要な資料を整備する等により、適正・迅速な通関が行える体制をとっている。

③ 取締りの現状

ワシントン条約該当物品の税関における輸入差

止件数は、平均 7 年で約 2,300 件、平成 8 年で約 1,800 件、平成 9 年で約 1,500 件となっている。

輸入を差し止めた物品としては、麝香、虎骨等を使用した漢方薬、ワニ革製ハンドバッグ及び時計バンド、クジャクの羽根、シャコガイ、サイゴの製品等が、また、生きた動植物では、ラン、サボテン、リクガメ等がある。

## (7) 知的財産権侵害物品の水際規制

### ① 概要

税関では、関税定率法第 21 条第 1 項第 5 号において知的財産権侵害物品をけん銃、麻薬、覚せい剤、偽造貨幣等と並んで輸入禁制品としている。知的財産権に係る問題は、ウルグアイ・ラウンドにおいて貿易関連知的所有権交渉として取り上げられ、国際的にも重要性が認識されていたこと、また、内外からの関心の高まりを踏まえ、知的財産権侵害物品の水際取締りを強化するため、同交渉の目指す方向を考慮にいれ、取締通達を改正し、平成 4 年 9 月 1 日より実施した。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、約 7 年半にわたる交渉の結果、平成 6 年 4 月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO 協定」という。）が採択され、平成 7 年 1 月から実施された。この WTO 協定には、知的所有権に関する国際ルールを規定した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）が含まれており、我が国においても同協定を実施するため関税定率法を改正し、知的財産権侵害物品の水際取締りをより一層適正かつ効果的に行うために、侵害物品に係る輸入差止申立制度、侵害物品に該当するか否かの認定手続及び輸入差止申立てに係る供託制度等の法整備、通達改正が行われ、平成 7 年 1 月 1 日から実施した。

### ② 水際取締りの現状

現在、我が国において存在する知的財産権は登録がされているものだけでも約 300 万件という膨大な数にのぼり、一方、輸入申告件数は年間約 950 万件となっている。このような状況の中、迅速な通関処理を確保しつつ、かつ、知的財産権の適正な保護を図るためには、権利について最も多くの情報を有している権利者からの具体的な情報が重要であることから、税関では、知的財産権侵害物品に関する具体的な情報として、商標権、著作権及び著作隣接権については輸入差止申立てを、特許権、実用新案権、意匠権及び回路配置利用権については輸入差止情報提供を行ってもらい、これらの貨物を

対象として重点的に審査・検査することにより知的財産権侵害物品の水際取締りを行っている。

税関における知的財産権侵害物品の輸入差止件数は、昭和 61 年の 100 件から平成 3 年には 1,200 件を超えるまでに至ったが、平成 4 年 9 月の知的財産権侵害物品の水際取締りの充実策（TRIPS 協定（案）に基づく通達改正）及び（財）日本関税協会知的財産情報センター等を通じた広報活動による抑止効果、輸入者の知的財産権侵害物品に対する意識の高まりにより、平成 5 年には 634 件にまで減少した。しかし、権利者の知的財産権に対する意識の高まりによる情報提供の増加等による重点的な取締りの結果、平成 6 年には 795 件と再び増加に転じ、平成 9 年には 1,830 件となっている。

知的財産権侵害物品の水際取締りについては、内外の関心が非常に高まっていること、また、輸入差止件数及び差止個数も高水準で推移していること等から、今後とも知的財産権侵害物品の水際取締りを一層充実していく必要がある。

#### 〔水際取締手続の概要〕

イ．輸入差止申立て及び輸入差止情報提供の手続等  
(i) 輸入差止申立て

a. 商標権者、著作権者及び著作隣接権者から、権利の内容、権利侵害と認める貨物の品名及びその理由、申立有効希望期間（2 年以内）等を記載した輸入差止申立書及び侵害の事実を疎明するための証拠（真正商品と侵害物品の特徴等）を税関長に提出させ、これら貨物を重点的に審査・検査の対象としている。

b. 輸入差止申立てに係る具体的手続

(a) 輸入差止申立書は本関の知的財産調査官に提出することとし、また、複数の税関を対象として、輸入差止申立てを行う場合には、いずれか一つの税関に対して、輸入差止申立てを行えば良いこととしている。

(b) 輸入差止申立書の提出部数は、特定の税関官署を対象とする場合は必要部数とし、全国の税関官署を対象とする場合には 120 部である。

(c) 輸入差止申立書には、添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報、真正商品及び侵害物品のサンプル又は写真等を添付させる。

(d) 税関長は、輸入差止申立書に必要事項が記載されており、必要な添付書類等があり、侵害の事実が確認できる場合は、輸入差止申立てを受理し、申立人に通知する。

(e) 輸入差止情報提供

- a. 特許権者、実用新案権者、意匠権者及び回路配置利用権者から、権利の内容、侵害と認める貨物の品目及びその理由、情報提供継続希望期間（2年以内）等を記載した輸入差止情報提供書及び侵害の事実を疎明するための証拠を税関長に提出させ、これら貨物を重点的に審査・検査の対象としている。
- b. 輸入差止情報提供に係る具体的手続は、輸入差止申立てに準ずる。
- ロ. 認定手続
  - (イ) 認定手続は、1月以内を目途に終了することとしている。
  - (ロ) 認定手続に際しては、輸入者及び権利者が証拠を提出し、意見を述べるができることとし、その期間は、認定手続開始通知の日の翌日から起算して10日以内である。
  - (ハ) 輸入者及び権利者から提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を侵害認定の基礎とする場合には、その証拠について輸入者及び権利者に弁明の機会を与えた後、証拠として採用する。
  - (ニ) 申立人が疑義貨物の点検をする場合には、税関官署内又は保税地域内で知的財産調査官等の立会のもと実施する。
- ハ. 輸入差止申立てに係る供託等
  - (イ) 供託命令
    - a. 疑義貨物について、申立人と輸入者の意見が対立し、侵害物品か否か認定し難い場合には、税関長は申立人に対し10日を限度として金銭の供託を命令する。
    - b. 供託を命ずる額は、認定手続期間中の倉庫保管料、逸失利益その他の損害額を合算して算出する。
  - C. 申立人には、供託命令を行った通関官署の最寄りの供託所に金銭等を供託させる。
  - (ロ) 供託に代わる契約（支払保証委託契約）
    - a. 支払保証委託契約の相手方となる具体的金融機関として、銀行、信用金庫、損害保険会社等を指定している。
    - b. 申立人が支払保証委託契約を締結した場合には、契約書の写し（原本と相違ないことを証明したもの）を税関長に提出させる。
  - (ハ) 権利の実行  
権利の実行を行う場合には、損害賠償請求権を証明する書類として、次のいずれかの謄本等を税関長に提出させることとしている。
    - a. 民事執行法第22条第1項に規定する債務名義（確

- 定判決等)
- b. 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決もしくはそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- C. 貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面
- d. 上記aからcまでに掲げるものに類するもの
- 二. その他

#### (イ) 輸入者による自発的処理の取扱い

認定手続中の疑義貨物及び侵害物品に該当するとの認定を受けた貨物について、輸入者に自発的処理（廃棄、滅却、積戻し、任意放棄、権利者の同意書取得又は侵害部分の除去）を認めることとしている。

（注）ただし、商標権侵害物品に該当するとの認定を受けた貨物について積戻しをしようとする場合には、輸出貿易管理令上の通産大臣の承認（税関長に権限委任）を行わないことにより、積戻しを認めないこととしている。

#### (ロ) 侵害物品の没収手続

侵害物品に該当するとの認定をした貨物については、当該認定に対する異議申立期間中は自発的処理を認めることとするが、輸入者が当該期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合は、原則として当該貨物を没収して廃棄することとしている。

#### (ハ) 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供内容の公表

輸入差止申立て及び輸入差止情報提供について申立人等、権利の内容及び侵害物品の品名を受理の都度及び1月ごとに公表する。

輸入差止申立書及び輸入差止情報提供書の公表は、善意の輸入者が申立て、情報提供に係る侵害物品を誤って輸入し、不測の損害を被ることを未然に防止するとともに、侵害物品の輸入を抑制し、輸入者、権利者双方の利益を考慮したものである。

### 3. 輸出通関手続の現状

#### (1) 輸出通関業務をとりまく環境

##### ① 輸出通関の現状

平成9年における輸出許可件数は、約960万件（対前年比11.0%増）となっており、最近5年間の平均伸率を見ると、輸出許可件数は6.1%増（航空貨物11.6%増、海上貨物0.5%減）となっている。

表 2 税関における知的財産権侵害物品権利別輸入差止件数

(件)

|           | 平成 4 年 | 平成 5 年 | 平成 6 年 | 平成 7 年 | 平成 8 年 | 平成 9 年 | 前年比 (%) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 特 許 権     | 1      | 4      | 9      | 9      | 4      | 1      | 25      |
| 実 用 新 案 権 | 2      | 18     | 52     | 29     | 22     | 5      | 23      |
| 意 匠 権     | 77     | 117    | 196    | 194    | 107    | 104    | 97      |
| 商 標 権     | 618    | 390    | 445    | 1,114  | 3,240  | 1,675  | 52      |
| 著 作 権     | 64     | 123    | 125    | 73     | 113    | 63     | 56      |
| 合 計       | 762    | 652    | 827    | 1,419  | 3,486  | 1,848  | 53      |

(注) 1. 本表には、携帯品、別送品に係る輸入差止事例は含まない。

2. 複数の権利にまたがるものは、それぞれの権利ごとに計上。

表 3 税関における知的財産権侵害物品輸入差止点数

| 類 別           | 主 な 品 目                 | 単位        | 平成 4 年       | 平成 5 年       | 平成 6 年         | 平成 7 年           | 平成 8 年         | 平成 9 年           |
|---------------|-------------------------|-----------|--------------|--------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 靴 類           | スポーツシューズ(テニスシューズ、スニーカー) | 千足        | 22           | 13           | 5              | 0.2              | 12             | 7                |
| バ ッ グ 類       | ハンドバッグ、財布               | 千個        | 58           | 304          | 245            | 309              | 161            | 148              |
| 衣 類           | Tシャツ、トレーナー、レインコート、スカーフ  | 千着        | 91           | 211          | 445            | 290              | 360            | 861              |
| 運 動 用 具       | ゴルフ用具、スキー用具             | 千個        | 2            | 0            | 22             | 8                | 0              | 4                |
| 時 計           | 腕時計、懐中時計                | 千個        | 10           | 1            | 5              | 44               | 30             | 76               |
| 喫 煙 道 具       | ライター                    | 千個        | 3            | 0.05         | 0.3            | 8                | 6              | 5                |
| 玩 具           | ぬいぐるみ、ミニカー              | 千個        | 108          | 48           | 80             | 122              | 10             | 0.5              |
| そ の 他         | 身辺細貨類、キーホルダー            | 千個        | 147          | 110          | 389            | 372              | 338            | 493              |
| 合 計<br>(差止件数) |                         | 千個<br>(件) | 441<br>(767) | 687<br>(676) | 1,191<br>(826) | 1,153<br>(1,550) | 917<br>(3,996) | 1,594<br>(2,136) |

(注) 1. 本表には、携帯品、別送品に係る輸入差止事例は含まない。

2. ( )内の差止件数は、品目別件数(複数の品目にまたがる申告は、重複して計上。)

輸出貨物は、我が国の産業構造の変化を反映して高度技術化、多様化が進むなど、質的にも複雑化してきている。更に物流の迅速化の要請を背景として貨物のコンテナ化の進展とともに、小口急送貨物を含む航空貨物の伸長など物流形態は大きく変化してきている。

このような状況の中、NACCS を通じて迅速かつ円滑な輸出通関を図る一方、適正通関の観点からは、社会的、国際的問題に発展する可能性の高い輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1 関連

貨物等の不正輸出の防止を輸出通関業務の重点課題として取り組んでいるところである。

## ② 不拡散型輸出規制等の動向

(i) 核兵器等の拡散防止に関する国際的枠組み輸出令別表第一関連貨物を巡る国際的枠組みについては、以下のとおりである。

### イ. 核不拡散関係

核兵器の不拡散に関する国際的な枠組みとしては、核不拡散条約、原子力供給国会合(NSG:Nuclear Suppliers Group)が挙げられる。

核不拡散条約は、核兵器保有国による核兵器の他国への譲渡及びその製造についての核兵器非保有国に対する援助の禁止等を目的として昭和 45 年に発効した条約で、我が国は昭和 51 年に批准した。平成 10 年 9 月時点で 182 か国が批准している。

原子力供給国会合は、核原料物質、核専用設備等の輸出を規制するために昭和 52 年に発足したグループ・パート 1 及び核兵器の製造に使用される可能性のある製造設備等の輸出を規制するために平成 4 年に発足したグループ・パート 2 に分かれており、我が国はいずれのグループも発足当初から参加している。平成 10 年 9 月時点でグループ 1 及びグループ 2 とも 35 か国が参加している。

#### ロ. 化学兵器・生物兵器不拡散関係

化学兵器・生物兵器不拡散関係のレジームとしては、イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として化学兵器・生物兵器の原材料、製造設備等の輸出を規制するために昭和 60 年に発足したオーストラリア・グループ（AG：Australia Group）がある。我が国は発足当初から参加しており、平成 10 年 9 月時点で 30 か国が参加している。

#### ハ. ミサイル等不拡散関係

ミサイル等不拡散関係のレジームとしては、昭和 58 年以降、ミサイル開発が活発化してきたことを背景に、核兵器の運搬のみならず、化学兵器・生物兵器を含む全ての大量破壊兵器の運搬が可能なミサイル、部品、製造設備等の輸出を規制するために昭和 62 年に発足したミサイル関連資機材・技術輸出規制（MTCR：Missile Technology Control Regime）がある。我が国は、発足当初から参加しており、平成 10 年 9 月時点で 29 か国が参加している。

#### （ii）大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制（いわゆる KNOW（ノウ）規制）

現行の大量破壊兵器等に係る輸出規制は前述のとおりであるが、これに加え平成 8 年 10 月からは KNOW 規制が導入された。本規制は、湾岸戦争後のイラクに対する国連等の査察により、レジームの規制対象になった貨物以外の汎用品がイラクの大量破壊兵器等プロジェクトに寄与していた事実が判明したことを契機として、米、英、独等において、各国が独自にレジームに基づく規制を補完するべく導入したことを受け、我が国においても採用されたものである。

本規制は、現行の大量破壊兵器等の規制対象貨物と同一品目であるが、性能が規制値に満たないという理由で現行規制の対象外となっている貨物（汎用

品）を対象に、輸出者が輸出貨物が大量破壊兵器等の開発等に利用される恐れがあると知りうる状態にある場合等に規制することとなっている。

#### （iii）ココム解体後の新体制をめぐる動き

ココム（対共産圏輸出統制委員会）は、米ソを代表とした東西対立の構図の中で、西側諸国の安全保障上の観点から、ソ連圏の軍事力の成長に直接、間接を問わず大きく貢献するような物質及び技術の対ソ連圏への移転を抑止することにより、かかる分野における相対的な西側の優位を維持するため昭和 24 年に創設されたものであり、我が国は昭和 32 年に参加している。

かかる観点から創設されたココムではあるが、平成元年以降の東欧諸国の民主化・ソ連情勢の変化に伴い、規制対象品目の緩和等の措置がとられてきた。

一方、湾岸戦争の経緯を踏まえ核兵器等大量破壊兵器関連物資の輸出規制が強化されるとともに、平成 3 年のロンドンサミットの政治宣言を受けて、通常兵器及びその製造等に使用可能な資機材の拡散防止を目的とする新たな輸出規制導入のためのワーキンググループが設置された。このワーキンググループでの協議の結果、①規制対象国は、イラン、イラク、リビア及び北朝鮮とすること、②規制対象品目は、原子力関連物資、生物・化学兵器関連物資及びココムリスト品目とすること、が合意され我が国においても本合意を実施するため平成 4 年 12 月に輸出令が改正されたところである。

このようにココム規制対象品目については規制緩和、大量破壊兵器については規制強化の動きが見られるなか、東西冷戦構造の崩壊後、ロシアからのココム撤廃要請を受け関係国間で交渉した結果、平成 5 年 11 月、オランダのハーグで開催されたハイレベル会合において、平成 6 年 3 月末までにココム規制を撤廃し、地域紛争防止の観点から武器と関連汎用品を扱う新たな輸出管理体制の設置に向けて検討を開始することで合意された。ココムは合意どおり、平成 6 年 3 月 31 日をもって解体し、新たな輸出規制の枠組みについて協議を行ってきたところ、平成 7 年 12 月にオランダのワッセナー（ハーグ市近郊）において開催されたハイレベル会合では、新体制の設立に係るアレンジメント（ワッセナー・アレンジメント）について基本的な合意がなされ、更に平成 8 年 7 月に開催された会合において、規制品目の詳細等について最終的な合意がなされた。

ワッセナー・アレンジメントの基本的な考え方は以下のとおりである。

- イ. 武器輸出の規制対象地域を全地域とする。
- ロ. 許可・不許可の判断を参加国間の情報交換による政策協調とする。

ハ. 国際情勢によって規制対象地域の重点を変化させる。

二. ロシア等旧共産圏諸国も不拡散政策、輸出管理能力等種々の要素を検討のうえ参加を認める。

なお、我が国については、ワッセナー・アレンジメントの合意を受け、輸出貿易管理令の一部が改正され、平成8年9月13日から新たな輸出管理体制が実施されているところである。

## (2) 輸出通関手続の改善の現状

規制緩和推進計画において適正な通関を確保しつつ、輸出者等からの一層の迅速化・簡素化の要請に応えるため、

- ① 包括事前審査制度に係る適用手続の簡素化（平成7年12月）
- ② 自動車の本船積み込み後の輸出申告の容認（平成8年3月）
- ③ 個人輸入に係る違約品等の戻し税手続の簡素化（平成8年4月）
- ④ 輸出申告時における提出書類の簡素化（平成9年4月）
- ⑤ 航空貨物用輸送器具に係る輸出手続の簡素化（平成10年3月）
- ⑥ 少額貨物に係る社内帳票による簡易輸出通関制度の導入（平成10年4月）

等の措置を講じてきているところである。

## 4. 通関業務の電算化

### (1) はじめに

我が国経済の国際化の進展に伴う輸出入貨物量の増加、運送形態の多様化等、税関を取り巻く環境は大きく変化している。特に、近年の輸出入申告件数の伸びは著しく、このような状況の中で円滑な物流を確保するためには、迅速・簡素な通関を実現することが求められている。一方、麻薬・鉄砲等の社会悪物品、知的財産権侵害物品等の水際における取締りの強化に関する社会的な要請も大きく、適正な通関の確保も大きな課題となっている。このような要請に応えるため、税関では空港における旅具徴税事務、外国郵便に係る課税通知書等の作成業務などのシステム化を進めてきたところである。特に、事務の中軸をなす通関事務については、その大宗が通関情報処理システムによってシステム処理されて

おり、税関手続の迅速化、適正化、物流の円滑化に成果を挙げるとともに、国の内外からも高い評価を得ている。また、通関事務処理の重点化のためのシステムとして通関情報総合判定システムが活躍している。

### (2) 通関情報処理システム

通関情報処理システム（Nippon Automated Cargo Clearance System, 以下「NACCS」という。）は、税関及び関連民間業者の事務所等に設置された入出力装置（端末機）と通関情報処理センターが運営、管理するホストコンピュータを専用回線で結び、輸出入に係る税関の諸手続をオンラインで処理するシステムである。

現在、NACCSには、主要な国際空港等で航空貨物を処理する「航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）」と、主要な港湾等で海上貨物を処理する「海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）」の2つのシステムが稼働している。

#### ① 開発の背景及びその後の展開

Air-NACCSが成田空港に導入されたのは、開港間もない昭和53年8月のことで、昭和46年、世界に先駆けてロンドン・ヒースロー空港に導入されたLACES（London Air Cargo EDP Scheme）などに次ぐ世界で5番目の本格的な通関コンピュータシステムとして、東京税関成田税関支署、東京航空貨物出張所（市川市原木）及び成田・原木地区の航空会社、上屋業者、混載業者、通関業者、銀行の事務所に170台の端末が配備された。

昭和53年の開港以来、成田空港の輸出入申告件数は20倍以上に急増しているが、現在、成田税関支署で処理されるほとんどの輸出入申告がこのAir-NACCSにより処理されている。この大量の輸出入の申告を素早く（平成10年に行われたサンプル調査では、航空貨物の申告から許可までの平均所要時間はわずかに0.7時間）、かつ、間違うことなく処理するために、NACCSには、絶えず変動する各国通貨の為替レート、関税率の照会、関税、消費税の計算といった申告手続を補助する機能のほか、恒常的に取引が行われ不正な取引が行われる可能性が低い貨物（ロー・リスク貨物）とそうでない貨物（ハイ・リスク貨物）を自動的に選別する機能を搭載している。NACCSに組み込まれた機能によりローリスク貨物とされた申告は、瞬時に輸入の許可を受けることができる。さらに、平成8年4月には、航空貨物について到着即時輸入申告扱い制度が導入され、端末を通じて事前に必要とされる情報を



Air-NACCS に記録させておけば、航空機から取り卸された貨物を即座に輸入許可することも実現されている。

このように、NACCS は、税関の通関事務の合理化、効率化に大きく貢献しているが、同時に、民間の利用者にとっても必要不可欠なシステムとして受け入れられている。その理由としては、通関処理時間の短縮に加えて、昭和 53 年の導入当初から、税関手続の書類作成業務ばかりでなく、貨物が空港のどこにどのような状態で保管されているかをトレースするサービス、空港内の倉庫の貨物管理、保管料、手数料計算といった民間の利用者が必要としたサービスをも提供するコンピュータシステムであったこと、そして、ファクシミリ、コンピュータ通信といった技術が確立していなかった当時に、電

話あるいは人間の手によって行われていた情報の伝達、書類のやりとりといった作業を大幅に合理化したことが指摘されている（図 3）。

稼働当初、成田空港地区での航空貨物の輸入手続関連のサービスのみを提供していた NACCS であるが、昭和 55 年 11 月には伊丹空港に展開、昭和 60 年 1 月には輸出手続の取扱を開始、新たに航空貨物代理店を利用者に加えて、輸入では、航空機の着陸（入港）から貨物の国内引き取りまで、輸出では、貨物の引受から航空機の離陸（出港）まで、空港における商業貨物の税関手続のほとんどをカバーするシステム（Air-NACCS）として完成を見た。その後、名古屋空港、福岡空港といった地方空港への展開も積極的に図られている。

一方、平成 3 年 10 月には、東京港、横浜・川崎

図 3 通関情報処理システム（Air-NACCS）の主な業務



港、平成4年10月には、神戸港、大阪・堺港、名古屋港に海上貨物に関する輸出入通関手続等をコンピュータ化した海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）が導入され、海上貨物のコンピュータ処理が開始された。平成10年9月現在、全国の201通関官署のうち90官署（図4）にAir-NACCSかSea-NACCSのいずれか、あるいは両方の端末が導入されており、全国の約3,000台の端末によりわが国の輸出入申告の90パーセント以上を処理するコンピュータシステムに成長している。

## ② Air-NACCS

Air-NACCSは、航空会社、上屋業者、混載業者、通関業者、航空貨物代理店、銀行及び税関に設置された専用端末機とホストコンピュータを通信回線で結び、輸出入航空貨物に係る税関手続及びそれに関連する民間業務を処理するオンラインコンピュータシステムである。

### （i）対象地域

平成10年9月1日現在のAir-NACCSの対象地域は、新千歳空港、仙台空港、宇都宮地区、つくば地区、成田空港、原木地区、東京地区、羽田空港、横浜地区、諏訪地区、沼津地区、浜松地区、名古屋空港、名古屋中地区、小松空港、京都地区、関西空港、大阪地区、神戸地区、姫路地区、広島地区、広島空港及び福岡空港の9空港、14地区となっている。

### （ii）利用者

Air-NACCSの利用者は、税関（7税関22官署）を始め、航空会社、上屋（倉庫）業者、混載業者、通関業者、航空貨物代理店、銀行の7業種（202社）で、端末機台数は1,391台（10年6月1日現在）である。

### （iii）稼働時間

1年365日稼働しており、稼働停止日はない。ただし、システムのメンテナンスのために午前4時30分から午前6時までの1時間30分間オンライン稼働を停止している。

### （iv）機器構成

ホストコンピュータとして、汎用大型コンピュータ2台を使用するとともに、専用端末機として汎用のパソコンをベースとした専用の端末機を使用している。

### （v）対象業務

Air-NACCSは、

- ・輸入については貨物が到着してから国内に引き取られるまで（図5）
- ・輸出については輸出貨物の引受から航空機への搭

載まで（図6）

の間に必要とされる税関に対する種々の届出、申告等の税関手続に関する業務、貨物の在庫照会、税関手続の進行状況照会等官民共通の業務の他、関税等の収納業務等税関に固有の業務、在庫管理、貨物の保管料の計算、通関手数料の計算、貨物の搬出予約といった民間企業内部または業界相互間の業務までをシステム処理の対象としているが、これらの業務は電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令第1条、第2条に規定されたものである。

税関手続業務についてみると、従来、それぞれ書類を作成し、税関に提出することにより手続が行われていたものを、Air-NACCSにおいては、各利用者の事務所に設置された専用端末機からAir-NACCSのホストコンピュータに必要な事項を入力することによって行われる。これらの入力データはAir-NACCSのホストコンピュータのファイルに記録され、これをもって申告、届出の内容等が税関に提出されたこととなる。輸出入申告に対しては、必要な審査等を経て、税関の端末機から審査終了の旨が入力されれば、許可通知書が申告者の専用端末機に接続されたプリンタから出力される仕組みとなっている。

なお、輸出入申告処理においては、Air-NACCSのホストコンピュータに審査区分を選定する機能が組み込まれており、特に問題のない貨物とみなされる輸出入申告、保税申告については、システムが自動的に許可処理を行い、申告者の専用端末機のプリンタに許可通知書が出力されるなど手続の簡略化・迅速化が図られている。

## ③ Sea-NACCS

Sea-NACCSは、税関、通関業者、銀行に設置された専用端末機と2台のホストコンピュータをオンラインで結び、輸出入貨物に係る税関手続のうち、輸出申告、輸入申告、保税運送申告等及びこれらに対する税関の許可・承認、関税・消費税の納付など、いわゆる通関業務を処理するコンピュータシステムである。

### （i）対象地域

平成10年9月1日現在の対象地域は、苫小牧港、塩釜港、新潟地区、伏木港、宇都宮地区、前橋地区、鹿島港、千葉港、木更津港、横須賀港、東京港、川崎港、横浜港、諏訪地区、沼津地区、清水港、焼津地区、浜松地区、豊橋港、名古屋港、四日市港、京都地区、大阪港、堺港、阪南港、和歌山港、尼崎西宮芦屋港、神戸港、東播磨港、姫路港、水島港、広

図4 通関情報処理システム導入官署（平成10年9月現在）

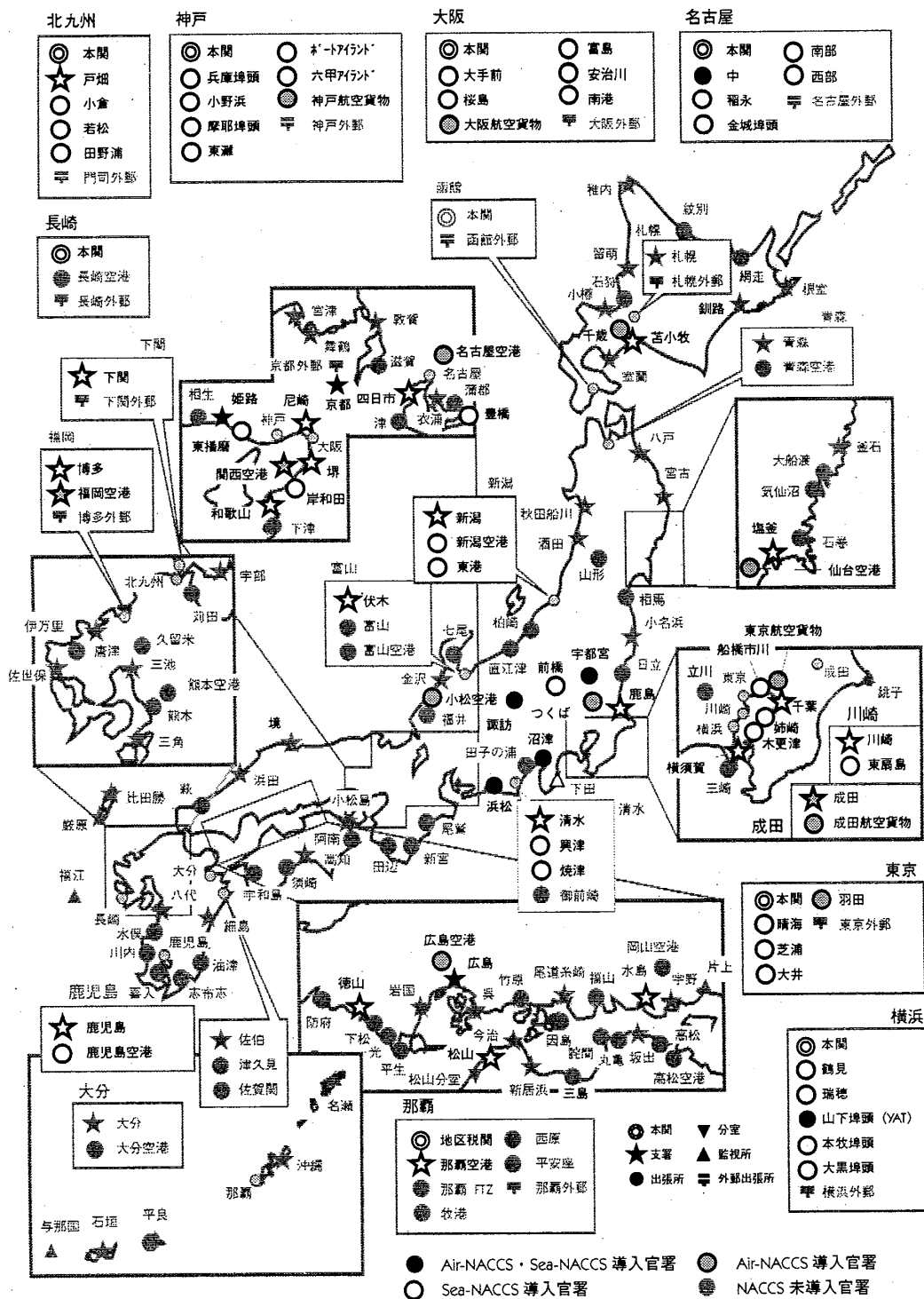


図5 電算化対象業務（輸入）

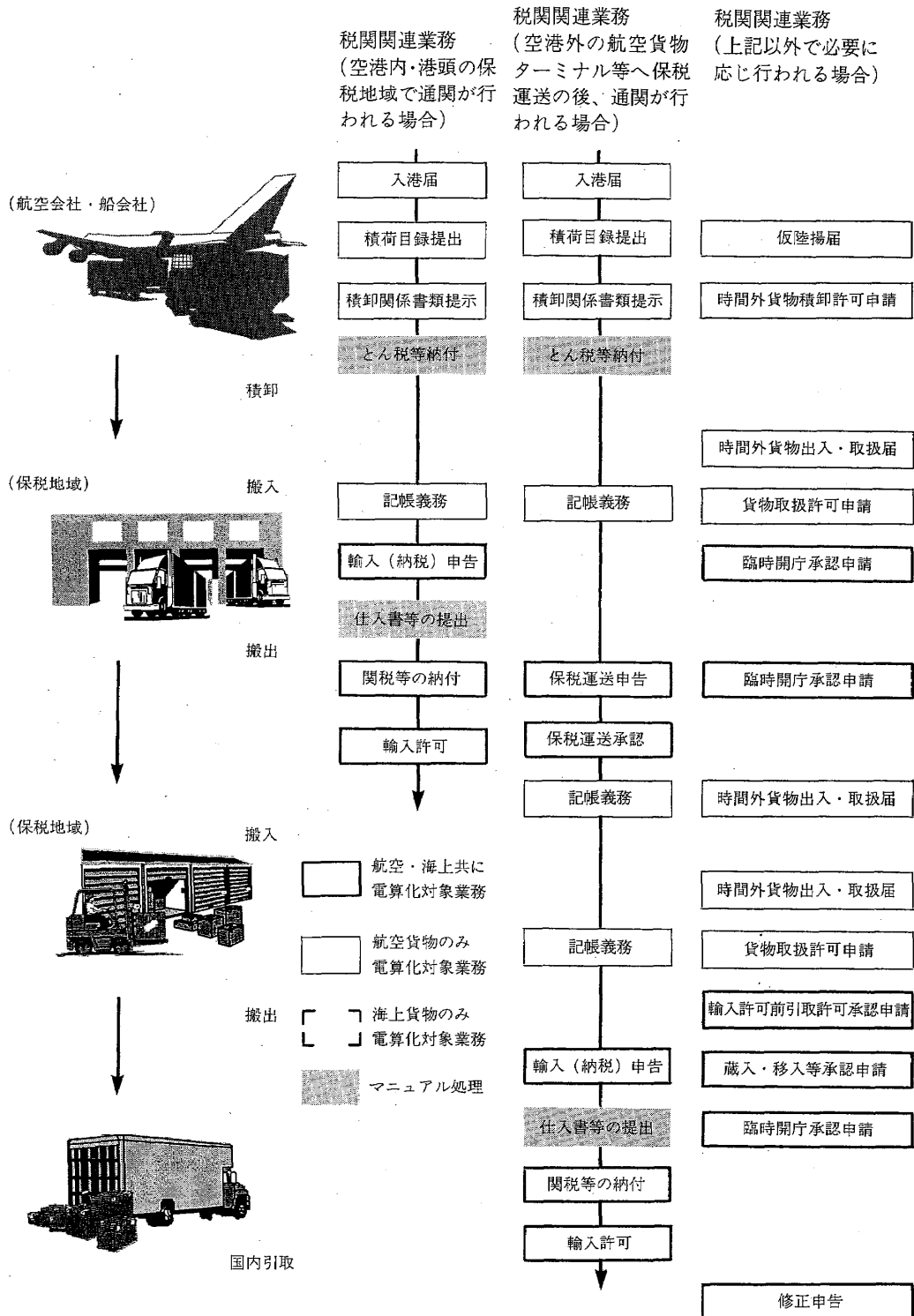
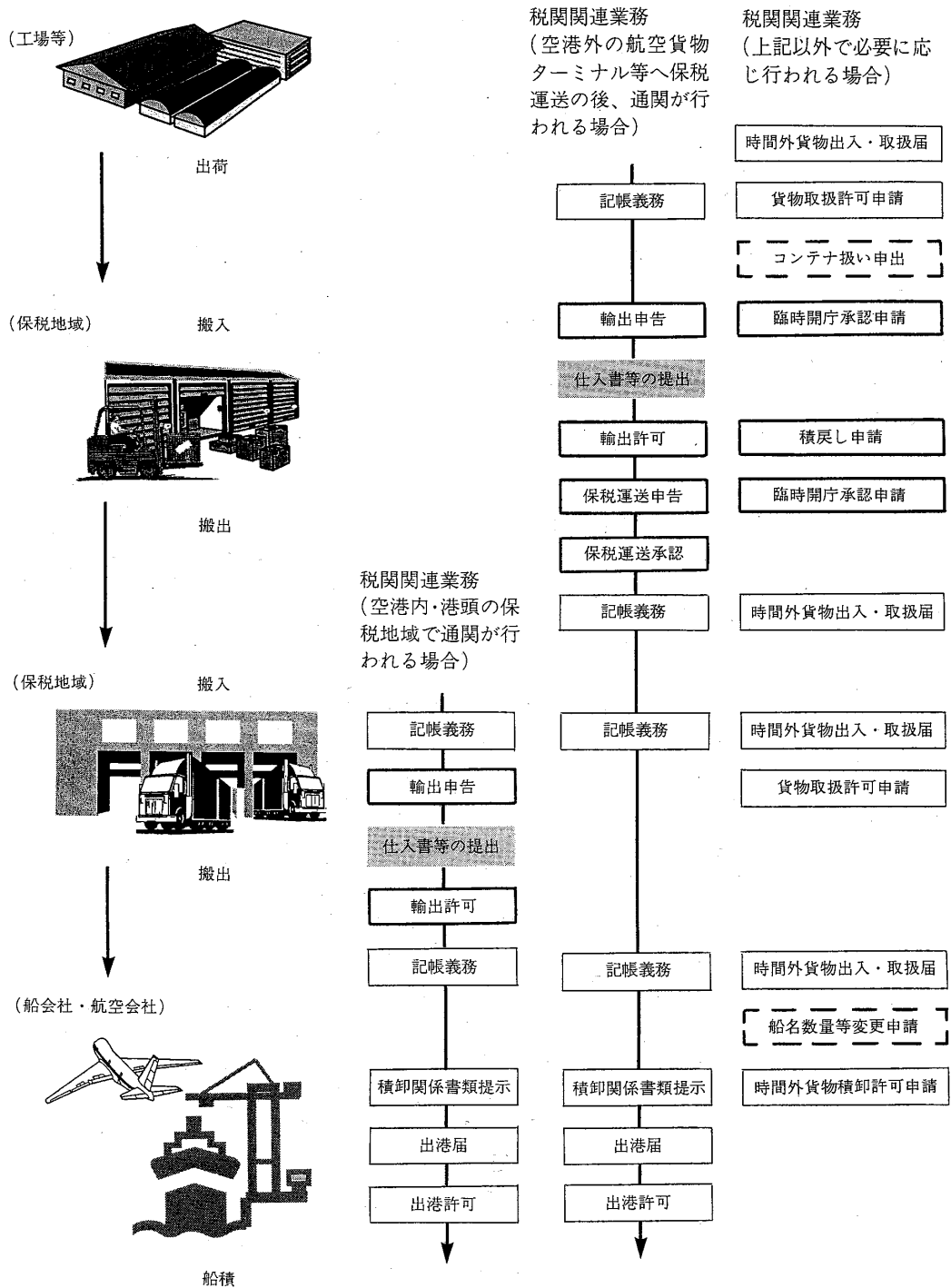


図6 電算化対象業務（輸出）



島港、松山港、徳山港、関門港、博多港、長崎港、鹿児島地区、那覇地区の39地区となっている。

#### (ii) 利用者

Sea-NACCSの利用者は税関(9税関77官署)、通関業者、銀行の3業種(527社)で、端末台数は1,829台(10年6月1日現在)となっている。

#### (iii) 稼働時間及び稼働日

Sea-NACCSのオンライン業務のサービスは、平日の午前8時から午後10時まで、土曜日の午前8時から午後5時まで提供されている。また、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」の規定による休日については、午前10時から午後5時までオンライン業務のサービスが提供されているが、年末年始(12月30日から1月3日)は提供されない。

#### (iv) 機器構成

ホストコンピュータとして、汎用大型コンピュータを2台、専用端末機として汎用のパソコンを改造したものを使用している。

#### (v) 対象業務

Sea-NACCSにおいては、輸入申告、蔵入・移入承認申請、保税運送申告など輸入貨物に係る業務及び輸出申告、コンテナ扱申し出など輸出貨物に係る業務を対象業務としており、Air-NACCSと異なり、船舶の入出港手続、保税地域への貨物搬出入等の貨物管理業務をシステム処理の対象としていない。

Sea-NACCSが通関業務に限定したサービスを提供した背景としては、海上貨物は航空貨物に比べ地域的な広がりを持っているため、貨物管理業務に関連する業者が多いこと、また、各港・各業者毎にそれぞれ業務慣行が永年にわたって構築されていたことからシステム化になじみにくい面が多々見受けられた一方、迅速かつ適正な通関という観点から、税関にとって最もシステム処理の必要が高く、業界との調整がスムーズに行われ通関業務に限定して、システム化が行われることとなったためである。

#### ④ 他省庁手続システムとの連携

関税法第67条に基づく税関の輸出入手続では、関税法第70条(証明又は確認)の規定により、関税関係法令以外の法令(以下「他法令」という。)の規定により輸出入に関して許可・承認等を必要とする場合には、輸出入申告又は当該申告に係る審査・検査の際に、これら他法令の規定に基づく許可・承認等を受けている旨を税関に証明し、その確認を受けなければ輸出入を許可しないこととされている。

この関税法第70条の規定に基づく証明手続につ

いては、従来、輸出入貨物に係る他法令に該当する法令に基づく手続が電算システム化されていなかったため、税関による関税法第70条の規定に基づく他法令手続の許可・承認等の確認を電子情報で行うことができず、NACCSによるシステム処理が行われていなかった。

しかしながら、日本の大幅な貿易黒字解消を目的として行われた日米構造問題協議において、米国側は日本の輸入手続の遅れが日本の輸入を阻害しているとして、輸入手続の迅速化を求めてきた。米国側は、輸入手続の迅速化としてさまざまな要求を行ったが、輸入手続に係る許可・承認等手続のコンピュータ化、そしてコンピュータ化されたシステムのインタフェース化もその1つであった。米国側がこのような要求を行った背景としては、輸入手続の迅速化を図るには、輸入貨物に係るすべての手続を税関が行うこと(ワンストップ・オペレーション)が最善であるが、それが実現しない場合には、次善の策として、米国において既に実現していた、コンピュータシステムをネットワーク化し、情報を税関に集中させることにより輸入手続の迅速化を実現させようと考えたと思われる。

これを受けて、輸入貨物に係る手続の大宗を占める食品衛生法に基づく届出、植物防疫法に基づく検査手続、家畜伝染病予防法に基づく検査手続のコンピュータ化とこれらの手続の確認をNACCSで行うこととなった(図7)。

#### (i) インタフェース化

NACCSと他省庁システムとのインタフェース化により、通関業者は事務所に設置されたNACCS専用端末から他省庁システムにアクセスし、他省庁の輸入手続及び関税法70条に基づく他法令の証明手続を行うことが可能となった。さらに、輸入申告事項登録の際に輸入申告と他省庁手続のリンク処理を希望すれば、他省庁システムから通関業者のNACCS端末に送信される許可・承認情報をもとに税関による他法令の確認についてもシステム処理が可能となり、他に問題のない申告であれば、その時点で輸入許可となるなど、輸入手続の迅速化・簡素化が図られることとなった。

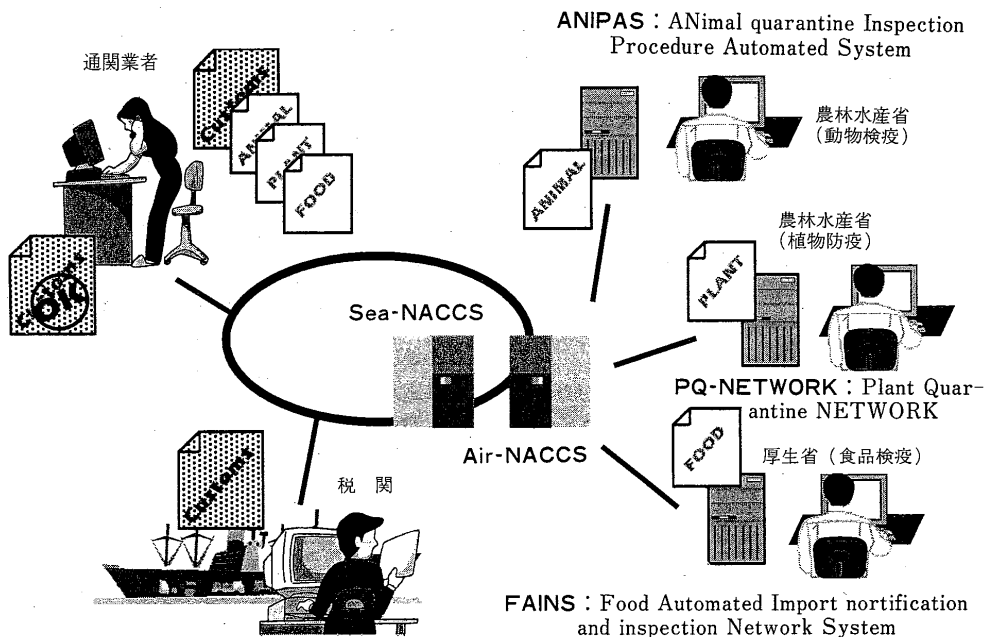
#### (ii) インタフェース化の実施

現在、NACCSとのインタフェース化が実施されている他省庁システムは、

- ・厚生省輸入食品監視支援システム(平成9年2月実施)

FAINS: Food Automated import notification

図7 NACCS と他省庁手続システムとのインタフェース化



and inspection Network System

- ・農水省輸入植物検査手続電算処理システム  
(平成9年4月実施)

PQ-Network: Plant Quarantine Network

- ・農水省動物検疫検査手続電算処理システム  
(平成9年4月実施)

ANIPAS: Animal quarantine Inspection Procedure Automated System の3システムである。

##### ⑤ 次期海上システム

###### (i) 開発の経緯

現在稼働中の海上貨物通関情報処理システム (Sea-NACCS) が平成11年度に定められた運用期間を満了するため、官民の有識者により構成される「次期海上システム研究会」において、これに代わるシステム (次期海上システム) の在り方について検討され、平成7年11月に、

- ・対象業務の拡大
- ・企業内システムとの EDI (Electronic Data Interchange) の推進
- ・今後のシステム開発予定

を骨子とする報告書が発表された。

その後、次期海上システム研究会の提言を受け、平成8年3月、次期海上システムの開発の場として、

関税局・税関、利用予定業界 (通関業者、保税蔵置場業者、船会社 (船舶代理店を含む)、銀行) の代表及びシステムの運営体 (NACCS センター) により構成される、「次期海上システム開発推進協議会」 (会長: 関税局担当審議官) が発足し、当協議会において次期海上システムの開発が進められることとなった。

平成8年11月には、第2回協議会が開催され、一連の税関手続及び各種照会業務などを盛り込んだ業務基本仕様等が確定された。

さらに、平成9年12月の第3回協議会では、業務詳細仕様、EDI 基本仕様、運用時間及び民間利用料金体系の基本的考え方等が確定され、EDI 詳細仕様については、平成10年4月に開催された協議会の下部組織である船舶、保税・通関合同部会において確定された。

###### (ii) 次期海上システム開発方針

###### (a) 対象業務の拡大

輸入にあっては「入港から貨物の国内取引まで」、輸出にあっては「貨物の保税地域への搬入から船積み、出港まで」の輸出入に係る一連の税関手続を処理する総合的な物流システムの構築。

###### (b) 企業内システムとの EDI の推進

専用端末機方式を廃止し、各企業のコンピュータ

システムあるいはパソコンとの EDI を基本とするシステムの構築。

(c) 国際 EDI 標準の採用

国際物流における EDI を促進する観点から、UN/EDIFACT (United Nations Electronic Data Interchange For Administration, Commerce and Transport : 行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則集) による情報交換を可能とするシステムの構築。

(d) ペーパーレス化の推進

利用者の事務負担の軽減、税関手続の一層の迅速化、効率化を図るため、税関手続に係る書類の電子情報化によるペーパーレス化を推進。

(e) 環境の変化に対応し得る柔軟なシステムの構築

- ・通関制度の変更等に柔軟に対処できるシステムの構築。
- ・厚生省の食品検疫、農水省の動植物検疫の各システムとのインタフェース化のみならず、他の省庁、地方自治体(港湾管理者)のシステムとの EDI (ワンストップサービス) を可能とするシステムの構築。

(f) 信頼性、経済性の追求

- ・現行システム同様に高い信頼性が確保されるシステムの構築。
- ・各企業のコンピュータシステムとの EDI を基本とするため、従来にも増してセキュリティの確保及び経済性にも配慮したシステムの構築。

(g) 港湾の実態を踏まえた運用時間

入出港、貨物の積卸等、わが国における港湾物流の実態、国際間 EDI を実施する利用者が海外の相手先と行うデータ通信の時間帯等の実態、諸外国における通関・物流システムの運用時間帯などを考慮し、現行の Air-NACCS と同様に、毎日のシステムのメンテナンスのための時間を除き通年稼働を可能とするシステムの構築。

(iii) 次期海上システムの開発の現状

次期海上システムの開発については、昨年 12 月の第 3 回協議会において、161 の業務詳細仕様と基本料金部分と度数制に基づく新しい料金体系等が確定され、その後 4 月には次期海上システムのセンターホストと利用者の端末環境との接続方法等を規定する EDI 詳細仕様が確定された。これにより、官民で協議・確定すべき事項等はほぼ完了し、現在、来年度に予定されている稼働に向けて作業を進めている。

(3) 通関情報総合判定システム (CIS)

① システム開発の背景

近年、貿易量の増大に伴って輸入申告件数は著しく増加し、年間件数は 900 万件を超えている。これら申告等を迅速かつ適正に処理するには、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物等について重点的に審査・検査を行う一方、その可能性が低いと思われる貨物等については、審査等を極力省くといった振り分けを行い、事務処理の重点化・効率化を図る必要があった。

このような振り分けについては、従来から通関の現場で仕出国、品名、輸入者等に基づき職員の経験やカンにより行われてきたところであるが、過去の輸入実績等のデータを一元的・系統的に分析したものではなかった。

そこで、膨大な量の輸入申告データを蓄積・整理し分析する必要があったが、そのためにはコンピュータを利用したシステムの開発が不可欠であった。

また、米国等諸外国のシステムを調査・研究した結果、諸外国においては、輸出入通関システムの「頭脳」にあたる部分として、このような処理を行うシステムを別個に置き、これにより適正通関を確保していることが判明した。

以上のような経緯から、平成 3 年 10 月、海上貨物の電算化により輸入貨物の大宗が電子情報化されることを契機に、コンピュータを利用したデータベースシステムとして、通関情報総合判定システム (Customs Intelligent Database System=CIS) が導入された。

② システムの概要

CIS は、税関の保有する輸入申告情報、審査・検査情報等を一元的かつ系統的に蓄積・管理したデータベースシステムである。端末機から入力した種々の情報が、オンラインで接続された大型コンピュータに蓄積・整理され、それらの情報を色々な形に加工し、各端末機から出力(照会)することができる。

イ. システムの活用方法

システムの活用方法は、過去の検査実績や輸入申告状況等を照会することによって、通関部門における審査にあたって、申告の適否を的確に把握することなどがあげられる。

ロ. システムの効果

システムの導入によって、税関各部門において必要な情報を広範かつ迅速に利用することが可能となるため、業務処理の重点化などが図られることが期待される。



#### ハ. 主要設備

センター設備は大型電子計算機 1 系統を使用し、端末機には汎用パーソナルコンピュータを使用している。

#### ニ. 対象地域

平成 3 年 10 月に東京、横浜税関及び大阪税関伊丹空港税関支署に導入され、平成 5 年 1 月には神戸、大阪及び名古屋、同年 10 月には門司、長崎及び函館税関並びに沖縄地区税関へ拡大され、全国規模での活用が可能となった。

(関税局総務課事務管理室、業務課)

第 4 事後調査事務の概要及び保稅行政の現状

1. 事後調査事務の概要

昭和 41 年に關稅について申告納稅方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の國稅と同様に、關稅についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和 43 年に全國稅關で約 80 名の体制により事後調査部門がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大する一方、物流の迅速化が進む中、輸入通關の迅速化が強く要請され、適正通關を確保する上で、事後調査の役割は一層重要となつてきている。

(1) 調査の目的

關稅の申告納稅制度は、適正かつ公平な課稅の実現を申告納稅義務者の自主申告に委ねることを本旨とするものであるが、必ずしも申告が法令の規定

に従つて正しく行われているとは限らない。

事後調査は、輸入貨物に係る納稅申告が、關稅法等關稅に関する法令の規定に基づいて正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行い適正申告を確保することを目的としている。

(2) 調査の権限

輸入者等に対する調査は、關稅法第 105 条第 1 項第 6 号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入貨物について輸入者その他の関係者に質問し、又は輸入貨物に係る帳簿書類等の検査ができる旨規定されている。

なお、この質問検査権は、犯則調査のために認められたものではない。

表 1 実施調査の状況

|              |       | 平成 9 事務年度      | 対前年度比     | 平成 8 事務年度      |
|--------------|-------|----------------|-----------|----------------|
| 実地調査を行った輸入者① |       | 4,065 者        | +0.2%     | 4,058 者        |
| 非違のあった輸入者②   |       | 2,582 者        | +3.8%     | 2,487 者        |
| 非違の割合② / ①   |       | 63.5%          | +2.2 ポイント | 61.3%          |
| 申告漏れ課税価格     |       | 991 億 2,800 万円 | +44.9%    | 683 億 6,539 万円 |
| 追徴税額         | 関税    | 28 億 2,575 万円  | △14.4%    | 33 億 122 万円    |
|              | うち加算税 | 892 万円         | —         | —              |
|              | 消費税   | 38 億 7,203 万円  | +79.5%    | 21 億 5,742 万円  |
|              | うち加算税 | 1,878 万円       | —         | —              |
|              | 計     | 66 億 9,778 万円  | +22.7%    | 54 億 5,864 万円  |
|              | うち加算税 | 2,770 万円       | —         | —              |

表 2 追徴税額が多い上位 5 品目

| 順位 | 品目   |      | 追徴税額          | 関税           | 消費税          |
|----|------|------|---------------|--------------|--------------|
| 1  | 85 類 | 電気機器 | 10 億 7,650 万円 | 8,424 万円     | 9 億 9,226 万円 |
| 2  | 62 類 | 織物衣類 | 8 億 4,279 万円  | 6 億 896 万円   | 2 億 3,383 万円 |
| 3  | 84 類 | 機械類  | 7 億 5,467 万円  | 31 万円        | 7 億 5,436 万円 |
| 4  | 61 類 | 編物衣類 | 5 億 3,372 万円  | 4 億 734 万円   | 1 億 2,638 万円 |
| 5  | 64 類 | 履物   | 3 億 994 万円    | 2 億 4,409 万円 | 6,586 万円     |

(注) 84 類の機械類は關稅無稅品であるが、關稅有稅品である機械の部品に係る非違の一部が少額であったため、機械類に合算して計上している。

### (3) 調査の方法

事後調査は、輸入者の事業所等に臨場し、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳票等を調査する等により行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否、品目分類の適否及び不当廉売等に関する調査並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の4の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

### (4) 平成9事務年度（平成9年7月～平成10年6月）の調査実績と非違の傾向

平成9事務年度において、全国の税関が調査した結果は表1のとおりであり、申告漏れ課税価格は991億円と過去最高の実績を記録し、追徴税額は67億円となった（追徴税額には、平成9年10月施行の加算税を含む）。

追徴税額が増加した要因としては、貿易形態の複雑化に伴う非違が増加していること、輸入規模の拡大等を反映して追徴税額が大口化したこと、平成9年4月より消費税率の改正及び地方消費税の導入が行われたことなどが考えられる。

追徴税額の大きい上位5品目（関税分類ベース）は表2のとおりであるが、これら5品目で追徴税額の53%を占める。

主な申告漏れの内容は、海外生産のために無償で提供した原材料費用の申告漏れ、インボイス上の決済金額以外の貨物代金の申告漏れ、ロイヤルティの申告漏れなどとなっている。

## 2. 保稅行政の現状

### (1) 保稅制度の概要

保稅制度は、貿易秩序の維持、関税債権の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保稅地域制度、保稅運送制度等がある。

#### ア 保稅地域制度

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積込みに当たっては、一旦、保稅地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て（輸入の場合は更に関税、国内消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように、保稅地域には、輸出入貨物の取締りの適正を期するとともに、輸入貨物の関税等の徴収を確保する目的がある。

また、外国から日本に到着した貨物で税関の輸入許可を受ける前の貨物が保稅地域にある間は、関税等の納付が留保され、また、保稅地域の種類によっては外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく、再び外国に向けて積み戻すことや外国貨物のまま展示することができるなど、取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役立っている。

保稅地域には、機能別に指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び総合保稅地域の5種類がある。

#### イ 保稅運送制度

外国貨物は、開港、税関空港、保稅地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保稅運送といい、この運送には、税関長の承認が必要となっている。

保稅運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することを認めることによって、外国貿易、国内取引等の企業活動の円滑化に資するものである。

### (2) 保稅關係手續の簡素化等

保稅地域制度においては、従来から、手續の簡素化を進めてきたところであるが、主なものとしては、平成5年9月16日の緊急経済対策の決定に基づき、保稅地域における蔵置空間の有効利用の促進等を図る観点から保稅地域制度を見直し、従来別々であった保稅上屋と保稅倉庫の許可を一本化して保稅蔵置場とするため、平成6年3月に関税法改正等所要の措置を講じた。また、輸入促進地域として承認されている地方公共団体の要望等を踏まえ、輸入の円滑化に資する観点から、平成8年3月及び9年3月には、総合保稅地域に関する許可要件の運用の弾力化を図った。さらに、保稅地域において、税関の執務時間外における貨物の出し入れ又は取扱いを行う場合には、一定額の許可手数料を納付するとともに、税関長の許可を受けなければならないこととされていたが、夜間においても昼間と同様、保稅地域の貨物管理者により適正な貨物管理が行われる等の理由から、当該許可制を廃止し、届出制とし、併せて許可手数料を廃止した。

また、保稅運送制度においては、貨物の的確な取締りを確保しつつ申請者の事務負担の軽減等を図る観点から、平成7年12月に関税法施行令の改正を行い、包括保稅運送の承認期間を3ヶ月から1年に延長した。

### (3) 保稅地域の貨物管理体制

近年、輸出入貨物量の増大、物流の迅速化、麻薬、

けん銃等の社会悪物品の水際取締り強化に対する社会的要請の増大等、環境は著しく変化しており、保税部門における貨物の即物的なチェックには限界があるため、税関長が貨物の管理の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないものとして指定した保税地域（保税展示場及び総合保税地域を除く。）については、当該保税地域の被許可者等（倉主等）による適正な貨物管理（自主管理制度）を前

提に、倉主等との協力体制を構築することにより、保税地域の取締りの適正化等を図ってきた。

なお、この自主管理制度が定着してきたことから、平成9年3月には、すべての保税地域において搬出入届を廃止し、保税地域の被許可者等が帳簿を設け、外国貨物等の搬出入等について記帳させることとした。

（関税局調査保税課）